

大阪市行政手続条例 解釈・運用の手引

令和4年7月

大阪市総務局

目次

第1章 総則（第1条—第4条）	4
第1 目的等（第1条関係）	4
第2 定義（第2条関係）	6
第3 適用除外（第3条関係）	15
第4 国の機関等に対する処分等の適用除外（第4条関係）	18
第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）	19
第5 審査基準（第5条関係）	19
第6 標準処理期間（第6条関係）	22
第7 申請に対する審査及び応答（第7条関係）	25
第8 理由の提示（第8条関係）	27
第9 情報の提供（第9条関係）	29
第10 公聴会の開催等（第10条関係）	30
第11 複数の行政庁が関与する処分（第11条関係）	32
第3章 不利益処分	33
第1節 通則（第12条—第14条）	33
第12 処分の基準（第12条関係）	33
第13 不利益処分をしようとする場合の手續（第13条関係）	36
第14 不利益処分の理由の提示（第14条関係）	40
第2節 聴聞（第15条—第26条）	42
第15 聴聞の通知の方式（第15条関係）	42
第16 代理人（第16条関係）	45
第17 参加人（第17条関係）	47
第18 文書等の閲覧（第18条関係）	49
第19 聴聞の主宰（第19条関係）	52
第20 聴聞の期日における審理の方式（第20条関係）	54
第21 陳述書等の提出（第21条関係）	57
第22 続行期日の指定（第22条関係）	59
第23 当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結（第23条関係）	61
第24 聴聞調書及び報告書（第24条関係）	63
第25 聴聞の再開（第25条関係）	67
第26 聴聞を経てされる不利益処分の決定（第26条関係）	69
第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）	70
第27 弁明の機会の付与の方式（第27条関係）	70
第28 弁明の機会の付与の通知の方式（第28条関係）	71

第 29 聴聞に関する手続の準用（第 29 条関係）	73
第 4 章 行政指導（第 30 条—第 35 条）	74
第 30 行政指導の一般原則（第 30 条関係）	74
第 31 申請に関連する行政指導（第 31 条関係）	76
第 32 許認可等の権限に関連する行政指導（第 32 条関係）	79
第 33 行政指導の方式（第 33 条関係）	81
第 34 複数の者を対象とする行政指導（第 34 条関係）	86
第 35 行政指導の中止等の求め（第 35 条関係）	88
第 5 章 処分等の求め（第 36 条）	93
第 36 処分等の求め（第 36 条関係）	93
第 6 章 届出（第 37 条）	98
第 37 届出（第 37 条関係）	98
第 7 章 補則（第 38 条・第 39 条）	100
第 38 申請書の記載事項等の簡素化等（第 38 条関係）	100
第 39 施行の細目（第 39 条関係）	101

第1章 総則（第1条—第4条）

第1 目的等（第1条関係）

第1条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、本市の行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、法令又は他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

〔趣旨〕

本条は、この条例の目的及び他の条例との適用関係を定めたものである。

〔解説〕

1 本条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）第46条の規定に基づき、同法の趣旨にのっとり、条例・規則に基づく処分及び届出並びに本市の機関が行う行政指導に関する手続について本市がとるべき措置を全市的なものとして制度化を図るため制定するものである。

2 第1項は、条例の目的が行政手続法同様「本市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資すること」にあることを明らかにしたものである。

3 第2項は、処分、行政指導及び届出に関する手続について、法令又は他の条例に特別の定めがない限り、本条例の規定が適用されることを規定したものである。

具体的には、法律、法律に基づく命令（告示を含む。）に基づく処分及び届出に関する手続については、行政手続法の規定が適用されるほか、過料処分に関する手続については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の3の規定が適用される。

また、「他の条例に特別の定めがある場合」としては、大阪州市税条例第11条（大阪州市行政手続条例の適用除外）の規定がある。

[運用]

本条例により、条例・規則に基づく処分等の事前手続が整備されたものであり、行政庁等は、この意義及び条例の目的を十分に認識し、市民から見てわかりやすく、迅速で公正な行政運営が図られるよう、申請等を行う市民の側に立って、適切にこの制度を運用しなければならない。

第2 定義（第2条関係）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令 法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)をいう。
- (2) 条例等 本市の条例及び規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する管理規程を含む。以下同じ。)並びに大阪府の条例及び規則をいう。
- (3) 処分 行政庁(本市の機関に該当するもの及び法律の規定に基づく本市の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせるものとして本市の機関から指定を受けたものに限る。以下同じ。)の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- (4) 申請 行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」という。)を求める行為(第31条を除き、その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。)であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分
 - イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分
 - ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
 - エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの
- (6) 本市の機関 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される本市の執行機関、消防局(消防署を含む。)若しくは水道局若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等において独立に権限を行使することを認められた職員をいう。
- (7) 行政指導 本市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。
- (8) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為(申請に該当するものを除く。)であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているも

の(自己の期待する一定の条例等による効果を生じさせるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。)をいう。

[趣旨]

本条は、この条例で用いる用語の定義を定めたものである。

[解説]

〈法令〉

- 1 第1号は、本条例で用いる「法令」の範囲を定めたものである。
- 2 「法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)」とは、法律、法律に基づき定められる政令、府省令、行政委員会の規則、法律の委任に基づき告示形式で定められた命令(法規たる性質を有する告示)をいう。

〈条例等〉

- 1 第2号は、本条例で用いる「条例等」の範囲を定めたものである。
- 2 「本市の条例及び規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する管理規程を含む。以下同じ。)」とは、本市の条例、規則のほか、教育委員会規則、人事委員会規則等行政委員会が地方自治法第138条の4第2項の規定に基づき定める規則その他の規程、水道事業管理規程のように企業管理者が地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条の規定に基づき定める管理規程をいう。
- 3 「大阪府の条例及び規則」については、条例による事務処理の特例制度(地方自治法第252条の17の2第1項)により、本市が処理することとなる大阪府の条例及び規則に基づく処分等についても、本条例の適用があることを明らかにするものである。

〈処分〉

- 1 第3号は、本条例で用いる「処分」の範囲を定めたものである。
- 2 「行政庁(本市の機関に該当するもの及び法律の規定に基づく本市の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせるものとして本

市の機関から指定を受けたものに限る。）」とは、行政権の行使主体である本市の執行機関、公の施設の管理に係る指定管理者等で処分を行う権限を有する者をいい、処分権限を有するものであるかどうかは、条例等の定めるところによる。

- 3 「処分その他公権力の行使に当たる行為」とは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 1 条、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 2 項と同じ内容を指すものであり、最高裁判決（昭和 39 年 10 月 29 日判決民集 18 卷 8 号 1809 号等）や学説上行政庁が住民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法令等（条例・規則を含む。以下同じ。）上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為であると解されている。

具体的な行政庁の行為がこれに当たるかどうかについては、当該根拠規定の趣旨として、当該行為にどのような法的効果を付しているかにより判断することになるが、許可、認可、免許等が該当する。一方、土地売買のような契約等の私法行為、単なる事実行為、内部的行為は、一般に処分に該当しないと解されている（南博方編「条解行政事件訴訟法」44 頁以下参照）。

〈申請〉

- 1 第 4 号は、本条例で用いる「申請」の範囲を定めたものである。
- 2 各種の申請は、行政と市民との日常的な接点であり、その処理についての透明性の向上、迅速で公正な対応を図ることが、行政に対する市民の信頼確保の上で極めて重要である。
- 3 「許可」とは、法令等による特定の行為の一般的禁止を特定の場合にこれを解除し、適法にこれをするようにする行政行為をいう。
- 4 「認可」とは、第三者の行為を補充してその法令等上の効力を完成させる行政行為をいい、法令等上は「許可」等の語が用いられることがある。
- 5 「免許」とは、特定の者に対して、権利や権利能力を設定する行政行為をいい、法令等上は「特許」、「許可」等の語が用いられることがある。
- 6 「許可、認可、免許」は例示であり、これら以外に、承認、認定、決定、検査、登録等も含まれる。

- 7 「自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為」とは、申請者本人に対する利益付与処分（授益的行政行為）をいい、申請を拒否する処分、第三者に対する処分（第三者の免許の取消等）や都市計画決定のような一般処分等の処分は除かれるものである。
- 8 「（第 31 条を除き、その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）」の趣旨は、第 31 条は「申請に関連する行政指導」の規定であり、本市の機関が行う行政指導に関しては、その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限られない（法令に基づくものを含む）ので、第 31 条のみを除外し、他の条文においては、行政手続法との適用関係上、申請の根拠となる規定が条例等に置かれているものに限定したものである。
- 9 「当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの」とは、第 2 章の規定を適用する上での前提たる「申請」として、住民の請求権の具体的行使であって、当該請求に対して行政庁がこれを認諾するか拒否するかを相当の期間内に判断、決定し、何らかの応答（認諾処分又は拒否処分）をすべきこととされているもの（処分を求めた者は、当該請求に対して何らの応答もしない場合には行政事件訴訟法による不作為の違法確認訴訟を、行政庁の応答に不服のある場合には行政事件訴訟法による取消訴訟を提起し得る。）を対象とすることを明らかにするものである。

〈不利益処分〉

- 1 第 5 号は、本条例で用いる「不利益処分」の範囲を定めたものである。
- 2 「条例等に基づき」とは、住民の権利を制限し、又は住民に義務を課す処分については、条例等の根拠なくしてはできないことは当然であり、その旨を確認的に規定したものである。
- 3 「特定の者を名あて人として」とは、他者と明確に区別できる形で指定された個人又は法人（法人格を有しない団体であっても、処分の対象とされている場合には、当該団体を含む。）を相手方として行われる処分であって、①行政庁が当該相手方の権利義務を変動させることを直接の目的としているもの又は②当該処分により、条例等上直接に当該者の権利義務が変動することとなるものをいう。
- 4 「名あて人」とは、処分の通知書にあて名として表示されている者のように、

処分の相手方として行政庁によって名指しされた者を指す。

- 5 「直接に、これに義務を課し」とは、処分を行うことの直接の法的効果として、その相手方に一定の行為を行わなければならない（作為義務）又は行ってはならない（不作為義務）という拘束を負わせることをいう。

作為義務を課す処分の例としては、物件の除却命令、施設からの退所命令、施設の改善命令などがあり、不作為義務を課す処分の例としては、有害物品の売買差止命令、施設への搬入禁止命令などがある。

- 6 「直接に、……その権利を制限する」とは、処分を行うことの直接の法的効果として、その相手方がそれまで保有していたある具体的な権利の範囲を限定し、又はその内容を相手方に不利益に変更する行為をいい、当該権利を一切失わせるはく奪処分も含まれる。

この権利を制限する処分の例としては、許認可等の取消し、許認可等の効力の停止などがある。

7 不利益処分に該当しないもの

- (1) 「事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分」

- ・ 「事実上の行為」とは、行政庁の物理的な活動全般を指すものである。

このうち、行政上の強制執行行為や即時強制行為のほか、調査のための土地・事務所等への立入り、当該土地等での検査の実施など当該活動によって住民の権利義務に具体的な影響を与えるものが「公権力の行使に当たる行為」に該当し、ここで対象となるものである。

本市における具体例としては、大阪市中心卸売市場業務条例第 67 条に規定する卸売業者等の事務所への立入検査などがある。

- ・ 「事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分」とは、例えば、立入検査を行うに当たっては、あらかじめ相手方にその旨を通知すべきこととされているもののように、「事実上の行為」を行う前提として、関係者に対する手続的保障を図る観点から条例等において執るべきこととされている手続における処分をいう。

- (2) 「申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分」

- ・ 「申請により求められた許認可等を拒否する処分」については、申請者が必要な準備をした上で申請を行い、行政庁の処分は当該申請があった場

合にのみその応答として行われるものであるから、それが当該申請を拒否する処分であっても、申請者にとって不意打ちになることはないので、通常の不利益処分と同様の手続的保障を与えることは適当でないので、ここで除外したものである。

具体的な例としては、公の施設の使用許可申請を拒否する処分などがこれに該当する。

- ・ 「申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分」とは、申請に基づき当該申請をした者に対して行われる処分であることが必要であり、第三者からの請求により別の者を名あて人としてこれに義務を課し、又はその権利を制限する処分は、本号に当たらず、不利益処分に該当することを明らかにしたものである。
- (3) 「名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分」
- ・ 条例等において、処分をするに際しては、相手方の同意を得ることが必要とされているものや、相手方の事前の同意を前提として行われることになっている処分があり、この中には、形式上不利益処分に当たるものもあるが、相手方が同意している以上、相手方の意に反したものとならないので、このようなものについてあらためて弁明・聴聞手続や理由の提示を行うことは実益がなく、むしろ行政効率に反することになると考えられることから、不利益処分の定義から除外したものである。
 - ・ 本市における具体的な例としては、大阪市中心卸売市場業務条例第 22 条第 2 号の規定によるせり人の登録処分（本人の申請による場合）などがある。
- (4) 「許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの」
- ・ 「許認可等の効力を失わせる処分」とは、許認可等の取消し等の処分をいう。
 - ・ 「当該許認可等の基礎となった事実」とは、事業又は業務を適法に行うために許認可等が必要とされている場合における当該事業・業務のほか、当該許認可等が行われる前提条件として特定の事業を行っていることが要求されている場合等における当該事業・業務をいう。
 - ・ 「事実が消滅した旨の届出」とは、事業又は業務を行っている者からの当該事業又は業務を廃止した旨の届出をいう。
 - ・ 「届出があったことを理由としてされるもの」とは、一定の内容の届出があったという事実があれば、処分をすることができる（しなければならない）こととされているものであって、当該届出が実際にあったことを理由として行われる処分をいう。

- ・ 本市における具体的な例としては、大阪市中心卸売市場業務条例第 37 条の規定による関連事業者の許可の取消処分（破産、廃業等の届出があった場合）などがある。

〈本市の機関〉

- 1 第 6 号は、本条例で用いる「本市の機関」の範囲を定めたものである。
- 2 「地方自治法第 2 編第 7 章の規定に基づいて設置される本市の執行機関」とは、市長並びに教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいう。
- 3 「これらに置かれる機関」とは、本市の執行機関、消防局又は水道局にこれらの所掌事務を遂行するため又は分掌するために置かれる機関若しくは部局、事業所等をいう。
具体的には、副市長、会計管理者などの市長を補佐する機関、区役所、大阪市中心事務分掌条例第 1 条に掲げる局及び室、大阪市事業所事務分掌規則第 1 条に規定する事業所などを指す。
- 4 「これらの機関の職員であつて法令若しくは条例等において独立に権限を行使することを認められた職員」とは、上記のような組織体のほか、個別の法律、条例等により独立に権限を行使することができるものとして規定されている職員をいう。
具体的には、区長、保健所長、保健福祉センター所長、建築主事、消防吏員、食品衛生監視員などを指す。

〈行政指導〉

- 1 第 7 号は、本条例で用いる「行政指導」の範囲を定めたものである。
- 2 「任務又は所掌事務の範囲内において」とは、本市の機関は、本市の行政事務を能率的に遂行するため、当該機関の設置の根拠となる法律、条例、事務分掌規則等において、任務、所掌事務、権限が明確に定められており、当該任務又は所掌事務の範囲内において与えられた行政目的を実現すべく活動しており、行政指導もそういった本市の機関の行為であることから、各々に与えられた任務又は所掌事務の範囲内で行うべきことを確認的に規定したものである。
なお、本市の機関がその任務又は所掌事務の範囲を超えて行った行為は、違法な行為となる。

3 「一定の行政目的を実現するため」とは、行政主体としての本市の機関が行政客体としての住民に対して、その任務又は所掌事務の遂行を目的として行うものであることを意味している。

したがって、本市の機関が住民と対等の立場に立って、私人間における売買、請負等の契約を締結し、これに基づいて行う行為は「一定の行政目的を実現するため」の行為には含まれない。

4 「特定の者」と規定したのは、行政指導は、特定の者に対し一定の行政目的を実現するために、必要な行為を行うように、又はこれを阻害する行為を行わないように働きかける行為をいうものであることを明らかにするためである。したがって、本市の機関が一定の行政目的を実現するために働きかける行為であっても、例えば震災の日に黙とうを呼びかける行為のような、個別具体性の薄いもの、市民一般へのPRといったものは、本号の行政指導には含まれない。

5 「指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないもの」とは、「命令」のように個別条例上の効果として相手方に服従義務が課されることとなる「処分」は本号の行政指導には含まれず、あくまで相手方の任意の協力によりその内容が実現されるものに限定することを明確にしたものである。

「指導、勧告、助言」は例示であり、ほかに「要請」「勧奨」などがある。

〈届出〉

1 第8号は、本条例で用いる「届出」の範囲を定めたものである。

2 各種の届出は、行政と市民との日常的な接点として、申請に劣らず大きな比重を占めることから、その処理が適切になされることは、市政に対する市民の信頼確保の上で極めて重要である。

3 「行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）」とは、条例等上の用語の如何を問わず、「届出」以外に「報告」「提出」「申告」等の用語であっても、行政庁に対し一定の事項の通知をする行為であれば、「届出」に該当することを明らかにするとともに、「申請」についても「行政庁に対し一定の事項の通知をする行為」に該当してしまうことから、これを除外する旨を明らかにしたものである。

- 4 「条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの」とは、次のものを指す。
- (1) 一定の事実が生じたとき又は一定の行為をしたときにその旨を通知しなければならないことと規定されている場合（いわゆる事後届出）
（例）大阪市印鑑条例第 10 条 印章等の亡失の届出
 - (2) 一定の行為をしようとするときにあらかじめその旨を通知しなければならないことと規定されている場合（いわゆる事前届出）
（例）大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第 23 条の 2 の 2 産業廃棄物の保管の届出
- 5 「自己の期待する一定の条例等による効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているもの」とは、条例等上、当該届出自体についてはその根拠が明示されていない場合や根拠をみると当該届出が任意のもののように規定されている場合であっても、その届出によって、それまで制限されていた一定の効果が生じたり、禁止が解除されたりするものをいう。
- 6 条例等により「直接に」通知が義務付けられているものであるから、報告命令等行政庁の処分が発動されて初めて具体的な通知義務が発生し、当該通知義務に対する履行としてなされる報告等は含まれない。

第3 適用除外（第3条関係）

第3条 処分又は行政指導で行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第1項各号のいずれかに該当するものについては、次章から第5章までの規定は、適用しない。

〔趣旨〕

本条は、この条例の規定の適用が除外される行政分野を定めたものである。

〔解説〕

- 1 この条例は、行政分野や行為主体の如何を問わず、処分、行政指導全般を対象とする一般法であるが、行政手続法が行政分野の特殊性に応じた独自の手続体系を有しているものや行政庁との間で特別な規律に基づく関係にある者に対して行われる処分など同法の規定を適用することが適当でないものについて適用除外の措置を講じていることに鑑み、本市においても、行政手続法第3条第1項各号に掲げられている処分等に該当するものについて、同様に適用除外としたものである。

- 2 本条により適用除外となる具体例としては、次のようなものがある。
 - (1) 地方税の犯則事件に関する法令に基づいて徴税吏員がする処分及び行政指導（法第3条第1項第6号該当）
→犯則事件に関しては、刑事事件に準ずるものであり、本条例の適用になじまない。
（例）大阪市市税条例に基づく過料処分等
 - (2) 学校又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導（法第3条第1項第7号該当）
→当事者の合意の下（義務教育については国民の義務として本人の意思にかかわらず）、学校等の教育、研修機関において教育等を受けているものであって、通常の行政庁と一般市民との関係とは性質を異にするので、本条例の適用になじまない。
（例）看護専門学校の子生に対する懲戒（訓告、停学、退学）等
 - (3) 地方公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は地方公務員であった者に対して

その職務又は身分に関してされる処分及び行政指導（法第3条第1項第9号該当）

→公務員は、通常の国民とは異なり、公務遂行の主体としての地位を有し、これに対して監督的な立場から行われる行為については、一般国民に対する手続的保障をそのまま適用することは適當ではない。また、地方公務員法等において、適切な救済措置が整備されている。

（例）時間外勤務命令、特別休暇の承認、退職手当の返納命令等

(4) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分（法第3条第1項第11号該当）

→人の学識技能に関する試験又は検定については、人の能力という単純には測ることのできないものについて、試験・検定という場において示された結果のみをもとにして試験委員等が判断するという特殊な性質のものであり、その性質上、審査基準の公表や理由の提示等になじまない。

（例）看護専門学校の入学許可（試験）等

(5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として条例等の規定に基づいてされる裁定その他の処分及び行政指導（法第3条第1項第12号該当）

→私人間の行為につき、協議が整わないときなどに、行政庁が仲裁的に行う裁定等の処分等は、両当事者から意見を聞き、それを総合的に判断して処分する仕組みになっており、本条例の適用になじまない。

（例）退隠料等の受給権の裁定

(6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導（法第3条第1項第13号該当）

→消防吏員が現場で行う指示のように、その場で生じている事態に対応して臨機に適切な措置を執ることが必要なものについては、聴聞・弁明の手続を執ることは困難であり、また、理由提示を行ういとまがないか、又はその必要性が薄いものであることから、本条例の適用になじまない。

（例）消防吏員や食品衛生監視員が現場で行う指示等の行政指導

(7) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導（法第3条第1項第14号該当）

→これらの行政調査については、通常の処分と異なり、相手方の制裁を直接の目的にしたものではなく、業務を遂行する上で必要となる一定の情報を入手するための手段であり、相手方に反論の機会を与える意義に乏しく、

また、事前通知すると証拠隠滅等のおそれもあることから、本条例の適用になじまないものである。

(例) 卸売業者等に対する資料の提出命令、立入検査土地・建物の占有者等に対する廃棄物の減量、適正処理等に関する報告の徴収

(8) 聴聞若しくは弁明の機会の付与の手續において、この条例又はこの条例により委任を受けた規則に基づいてされる処分及び行政指導(法第3条第1項第16号該当)

→不利益処分の過程において行われる処分であり、それ自体を争わせなくても最終的に行われる不利益処分について争わせれば十分であり、逆に個々の手續上の処分について適用対象とすることは、手續の円滑な進行を妨げるため、適用除外としている。

(例) 聴聞手續における利害関係人の参加の許可

3 2に掲げるもののほか、条例違反の行為に対して条例で懲役、罰金、拘留又は科料の刑事罰が定められている場合において、当該条例の規定を根拠として検察官、検察事務官又は司法警察職員が刑法、刑事訴訟法等に基づいて行う処分及び行政指導や当該刑事裁判の執行としてされる処分については、法第3条第1項第5号又は第2号該当として適用除外とされる。

4 本条により適用がされないこととなる規定は、第2章から第5章までの規定であり、前記2に掲げる申請に対する処分についても、第7章第38条(申請書の記載事項等の簡素化等)の規定は適用されるので、注意する必要がある。

第4 国の機関等に対する処分等の適用除外（第4条関係）

第4条 国の機関、本市の機関又は他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

〔趣旨〕

本条は、行政機関相互における行政上の行為について、この条例の規定が適用されないことを定めたものである。

〔解説〕

- 1 この条例は、基本的に行政庁と一般私人との間の関係を規律しているのであり、行政機関相互の関係であって一般私人に対する関係と異なる特殊性を有する場合については、この条例の規定を適用しないものである。
- 2 「固有の資格」とは、行政不服審査法第7条第2項で用いられている場合と同一であり、「一般私人が立ち得ないような立場にある状態」を指すものとされている。
したがって、国の機関等であっても、一般私人と同一の立場で申請等をする場合は、ここに含まれない。
- 3 国の機関等が行政指導の相手方となる場合については、処分や届出の場合と異なり、「固有の資格」の有無を問わず、一律にこの条例の規定を適用しないものである。
- 4 本条に該当する具体的な例としては、市長が公営企業管理者に対して経営上の必要な指示あるいは業務命令を発する場合や、大阪府や国が本市内に建築物を建設する場合に本市の建築主事が府の機関等に対して行う必要な指導などがある。

第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）

第5 審査基準（第5条関係）

第5条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかななければならない。

〔趣旨〕

本条は、申請の公正・透明な処理を確保するため、行政庁に対し、許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をできるだけ具体的なものとして定め、公にしておくことを定めたものである。

〔解説〕

1 申請をしようとする市民等にとって、どのような場合に許認可等が得られるかについては大いに関心があるところであり、もとより行政庁の恣意的判断は許されず、申請の公正な処理を確保するため、審査基準を明確に定める必要がある。

また、従来、行政庁の内部的なマニュアルに留まることの多かったこれらの基準が申請者の知り得る状態におかれることにより、申請をしようとする者は許認可等を受けることができるかどうかについて一定の予見可能性を得ることになるとともに、行政庁の判断過程の透明性が向上することとなる。

2 「審査基準」とは、条例等の定めに従って判断するための基準であって、条例等の規定それ自体は原則として「審査基準」には含まれない。「条例等の定め」には、条例等の明文の規定のほか、その解釈も含まれるが、条例等の規定の解釈の部分については、必ずしも条例等の明文の規定から何人も容易に導き出すことができるものではないので、その場合には、行政運営における透明性の向上という本条例の目的からみて、「審査基準」と一体のものとして明らかにされる必要がある。

3 第2項は、審査基準の具体化について定めたものである。審査基準は、条例等の定めを当該許認可等の性質の許す限りにおいて可能なレベルまで具体化するものであり、その具体化の程度は、羈束性の強い処分にあつては、審査基準は一義的な判断が可能な程度までできる限り具体化されることが望ましいが、一方、行政庁に広範な裁量が認められている許認可等については、条例等が行政庁に個々の案件に応じた適切な判断を期待して裁量を与えた趣旨に照らして、方針、考慮事項といったものになることも考えられる。

4 第3項は、審査基準の公表について定めたものである。「公にしておかなければならない」とは、申請をしようとする者に対し、審査基準を秘密にしないのみならず、その透明性を確保するため、誰でも見ることができるようにおこななければならないという趣旨である。

「行政上特別の支障があるとき」とは、定められた審査基準について、これを公にしておくことと当該個別の条例等の適法な運用に著しい支障を来すおそれがあり、申請をしようとする者の不利益を考慮してもなお公益上の観点から公にしておかない方がよいと判断される場合をいう。

[運用]

- 1 条例等の規定において、「許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準」が、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとして明確に定められており、解釈の余地がなく当該「条例等の定め」のみによって判断することができる場合は、判断基準が「条例等の定め」に尽くされているので、行政庁は別に審査基準を定めることを要しない。
- 2 事前に全く予測できなかったケース、それまで審査実績がないケースについて初めて審査する場合（審査実績がなくとも、申請の性質上典型的に審査の基準が設定できるような場合は除く。）、また実際には申請があり得ない（見込まれない）場合など、真にやむを得ない事情がある場合には、遅くとも審査の必要が生じた段階までに作成されればよい。
- 3 申請の公正、透明な処理に資するため、審査基準の作成は必須のものであり、安易に上記1、2に基づく処理を行うべきでないことは当然である。
- 4 「公にしておく」具体的な方法としては、申請書の提出先機関の事務所（窓

口)における備付け(掲示板等への掲示、簿冊形式で閲覧に供する等)のほか、申請をしようとする者の求めに応じ提示すること等の方法があるが、申請の公正・透明な処理を確保し、市民サービスの向上を図るといふ本条の趣旨からすれば、ホームページに掲載するとともに、事務所のスペース等の特段の支障がない限り、事務所を訪れた市民が常に審査基準を自由に閲覧できるような方法をとることが望ましい。やむを得ず、求めに応じて提示する方法をとる場合でも、「〇〇に関する審査基準をご覧になりたい方は、〇〇担当の者にお申し付けください。」などの掲示をしておくことが望ましい。

また、審査基準を公にする場合、市民から見てわかりやすいように、審査基準の根拠となる条例・規則の条文も併せて備え付けることが望ましい。

第6 標準処理期間（第6条関係）

第6条 行政庁は、処分の性質上その設定が困難なときを除き、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるとともに、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法によりこれを公にしておかなければならない。

【趣旨】

本条は、申請の迅速な処理の確保を図るため、行政庁において、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を設定し、公にしておくことを定めたものである。

【解説】

- 1 申請制度を定めた条例等は、住民に対して申請する権利（いわゆる申請権）を付与しているものであり、申請に対する処分はこのような住民の権利行使に対する応答であること、また、申請者にとって申請に対する処分がなされるまでにどの程度の期間を要するかは大いに関心があるところであるから、行政庁は申請の処理期間について明確な定めをもった上で、その迅速かつ透明な処理を図るべきものである。

本条例は、このような観点から、行政手続法第6条では努力義務とされている標準処理期間の設定を原則として義務付けたものである。

- 2 「処分の性質上その設定が困難なとき」とは、処分それ自体の性質から、行政庁の責に属さないやむを得ない事情により処理（審査）に要する期間が変動するものや、公益上必要な施設の特例許可を審査する場合のように、「公益上」の判断が個々のケースにより異なり、一律にその審査に要する期間を設定できないような場合をいう。

この「処分の性質上その設定が困難なとき」に該当する場合は、標準処理期間の設定義務が免除される。

- 3 「その事務所」とは、例えば、行政庁が区長である場合は当該区役所を指す。

- 4 「到達し」た時とは、申請が、①行政庁の事務所（文書受付業務を担当する部局）②あるいは当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされているところの事務所（文書受付業務を担当する部局）に物理的に到着し、了知可能な状態、すなわち、申請が当該部局の支配圏内に置かれる時点であり、受付印の押印等当該機関が受領した旨の意思が表示されることを要しない。
- 5 「通常要すべき標準的な期間」とは、申請の様相が通常であり、かつ、行政庁側の処理体制も通常であることを前提として、申請権の行使に対する応答としてふさわしい合理的な範囲内の期間という意味である。
- 6 「条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合」とは、例えば、市長の許可を受けようとする場合に申請は区保健福祉センター所長を経由してすることとされている場合をいう。
(例) 大阪市心身障害者扶養共済条例施行規則第 16 条
申請書について住所地の区の区保健福祉センター所長を経由して市長に提出することとしている。この場合、市長が区役所での処理段階及び自らの内部部局での処理段階について、それぞれ処理期間を定め、そのいずれも公にすることになる。
- 7 「公にしておかなければならない」とは、申請をしようとする者に対し、標準処理期間を秘密にしないのみならず、その透明性を確保するため、誰でも見ることができるようにしておかなければならないという趣旨である。

[運用]

- 1 標準処理期間の設定に当たっては、いやしくも従来の処理期間よりも長めに設定するようなことのないようにすることは当然であるが、申請の迅速な処理の確保を図る観点から、一度設定した標準処理期間についても、不断にこれを短縮できないか見直していくことが必要である。
- 2 申請を補正するために要する期間は、標準処理期間に含まれない。また、適法な申請があった場合でも、申請の途中で申請者が申請内容を変更するために必要とする期間などは含まれない。
- 3 申請の内容によって、処理期間に相当なバラツキがある場合であっても、申請事案の過半が一定の期間内に処理されるものであるときは、その期間を標準処理期間として定めればよい。この場合、当該期間は、合理的な範囲内であ

れば、一定の幅をもったものでもよいし、申請を類型化し、類型ごとの複数の処理期間を定めてもよい。

- 4 標準処理期間を経過して処理した場合の効果について本条は、申請の迅速な処理の確保を図る観点から、標準的な事務処理の期間として、申請の処理に関する期間の「目安」を定めることを規定するものである。

したがって、申請に対する処分が標準処理期間を経過してなされたといっても、そのことのみで、直ちに行政事件訴訟法第3条第5項にいう「不作為の違法」に当たることにはならない（総務庁編「逐条解説行政手続法」104頁、宇賀克也著「行政手続法の解説」81頁参照）が、できるだけその期間内に処理されるよう努力すべきことは当然であり、期間内に処理できない場合には、その理由を申請者に示すことができるような運用に心がけることが望ましい。

- 5 「公にしておく」具体的な方法は、審査基準と同様である（20-21頁参照）。

第7 申請に対する審査及び応答（第7条関係）

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないが、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

〔趣旨〕

本条は、行政庁による申請書の不受理、放置、返戻等処理の遅滞を防止するため、申請に対する審査開始義務及び応答義務を定めたものである。

〔解説〕

- 1 「その事務所」とは、行政庁の本庁の事務所に限らず、区役所、分庁舎や事業所の事務所も含まれる。
- 2 「到達し」た時とは、申請が、当該申請を取り扱うこととされている事務所（文書受付業務を担当する部局）に物理的に到着し、了知可能な状態、すなわち、申請が当該部局の支配圏内に置かれる時点であり、受付印の押印等当該機関が受領した旨の意思が表示されることを要しない。
- 3 「遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない」とは、申請が形式上の要件に適合しないものであっても、申請が到達した時点で行政庁に当該申請に対する具体的審査行為を遅滞なく開始する義務が生じることを意味する。したがって、当該申請が形式上の要件に適合していない場合であっても、行政庁がこれを放置することは許されない。
- 4 行政庁の本庁の事務所及び行政庁の事業所の事務所（区役所を含む。）に申請書が提出された場合は、いずれも当該事務所に申請書が提出された時点で、行政庁に審査開始義務が生じる。申請書の提出先とされている事業所等は、組織法上、行政庁の指揮監督下にある点においては本庁の事務所と何ら相違ないからである。

5 「条例等に定められた申請の形式上の要件」とは、申請が有効に成立するために条例等において必要とされる要件のうち、当該申請書の記載、添付書類等から外形上明確に判断し得るものをいう。

具体的には、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることのほか、定められた手数料が納付されていること等が含まれる。

6 「相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない」とは、条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請について、「補正を求める」、「求められた許認可等を拒否する」のいずれかの措置を講ずれば、本条の義務を履行したことになる趣旨である。

7 「相当の期間」とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間であり、その長短は個々具体のケースごとに判断されるべきものである。

[運用]

1 複数の申請を一定期間保留し、一括して審査する取扱いを行っているものについては、それが合理的範囲内で行われている限り、本条に違反するものではない。

2 申請をすることができる事項についての申請であること、申請資格を有する者による申請であること、申請内容が真正であることについては、一般に申請の内容審査を経ないと判断できない問題であり、却下はできないと考えられる。

3 行政庁が「相当の期間」を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても申請の不備が補正されない場合には、その申請により求められた許認可等は、原則として拒否すべきである（拒否処分をした時点で、行政庁の応答義務は果たされることになる。）。

4 申請書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備（例えば、申請書の宛先を「大阪市長」とすべきところを「大阪市庁」としたもの）については、行政庁において職権で補正できる。

第8 理由の提示（第8条関係）

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

【趣旨】

本条は、行政庁の恣意による判断を防止し、申請者に不服申立て又は訴えの提起の便宜を図るため、拒否処分を行う場合の理由提示義務を定めたものである。

【解説】

1 「許認可等を拒否する処分」とは、申請により求められた許認可等をしない旨の処分（申請の形式上の要件に適合しないことを理由として申請を拒否する処分を含む。）をいい、不許可、不認可、登録の拒否、申請の棄却、却下等その用語の如何を問わない。

また、申請により求められた許認可等につき、その一部を拒否する場合にも、当該拒否部分については理由を示さなければならない。

2 「当該処分の理由」とは、申請を拒否する根拠となる許認可等の要件又は審査基準の内容、具体性により異なるが、基本的には、当該要件（当該要件に適合しないと判断する上で審査基準を用いた場合には当該審査基準を含む。）と該当する事実を併せたものである。

3 「数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合」とは、長さ、重量、距離、速度、金額等について、数値等によりその内容、範囲が画然と定められており、適合、不適合の判断が客観的に行われる場合をいう。

4 「当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるとき」とは、許認可等の要件又は公にされた審査基準に適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から

ら、何人がみても客観的に明らかであるケースをいい、公にされていない行政庁の職権調査等によって探知された事実によって認定する場合には、理由を提示する必要がある。

[運用]

- 1 提示すべき理由の程度は、許認可等の性質、当該条例等の趣旨、目的等に照らし決定すべきであるが、理由提示を義務付ける趣旨から、抽象的・一般的なものでは不十分であり、申請者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要である（最高裁昭和 38 年 5 月 31 日判決民集 17 卷 4 号 617 頁参照）。
- 2 本条により理由を提示すべきであるにもかかわらず、理由を提示せずに行った処分は、手続上瑕疵ある処分となるので、十分留意する必要がある。
- 3 理由の提示は、処分の告知と同時になされることを要する。
- 4 理由を示す書面は、必ずしも不許可等の通知書と同一書面であることを要しないが、その場合には、通知書に「処分理由は別紙記載の通り」と記載する等、処分理由がどこに記載されているかを明示することが望ましい。

第9 情報の提供（第9条関係）

- 第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。
- 2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、行政サービスの観点から、申請者にとって関心の高い審査の進行状況や処分の時期の見通し、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報を提供するよう行政庁の努力義務を定めたものである。

【解説】

- 1 「審査の進行状況」とは、時間的、物理的意味で、当該申請がどのような処理の段階にあるかについての情報をいう。
- 2 「当該申請に対する処分の時期の見通し」とは、時間的な観点からの処分の時期の見通しをいい、申請の適否の判断に係る見通しは含まれない。
- 3 第2項の「その他の申請に必要な情報」とは、例えば、手数料の額、窓口での受付時間等に関する情報がある。

【運用】

- 1 情報の提供の仕方としては、口頭により、例えば「申請の形式上の要件に関する審査を終え、現在内容審査をしている」とか「標準処理期間どおりにいけば、○月○日ぐらいであるが、本件の場合○日ぐらい早くなる見込みである」といった回答をすることなどが考えられるが、申請者が書面を求めてきた場合、適宜の判断により書面により情報を提供するのも差し支えないと考えられる。
- 2 第5条の規定により公にされている審査基準、第6条の規定により公にされている標準処理期間については、申請者等の求めがあれば、本条に基づき提供すべき情報でもありと考えられる。

第10条 公聴会の開催等（第10条関係）

第10条 行政庁は、申請に対する処分であつて、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

〔趣旨〕

本条は、行政庁と申請者との関係のみならず、申請者以外の者の利害にも十分配慮した的確な行政運営を図るため、条例等に当該第三者からの意見聴取に係る具体的規定がない場合であっても、適宜の方法により意見聴取に努めるよう行政庁の努力義務を定めたものである。

〔解説〕

- 1 「申請に対する処分であつて、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているもの」とは、条例等において許認可等の要件として、利害を考慮すべき第三者が具体的に規定されているものをいい、単に「公共の福祉」、「公共の安全の確保」、「災害の防止」、「消費者の利益の確保」等と規定していることをもって、直ちに前記に該当することにはならない。
- 2 「必要に応じ」とは、第三者の利害を考慮すべきことが条例等において規定されている場合であっても、当該許認可等の性質に応じて又は個々の申請事案に応じて、意見聴取の機会を設けるか否かの行政庁の判断は異なり得ることを示す。
- 3 「その他の適当な方法」とは、例示に挙げた「公聴会の開催」のほか、意見書の受取などをいうが、同一の条項に基づく許認可等であっても、個々の申請事案によって意見聴取の方法は異なり得る。

〔運用〕

実際に行政庁が意見聴取の機会を設けることが困難、あるいは意義が乏しいと考えられる事案としては、例えば次のようなものがある。

- ① 公益上の観点から緊急になされる必要があるため、意見聴取を行う暇がないケース

- ② 大量に行われる処分であって、個々の申請ごとに意見聴取の機会を設けることが行政の円滑な執行を著しく阻害することとなるケース

第 11 条 複数の行政庁が関与する処分（第 11 条関係）

第 11 条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、複数の関係庁が関与する場合においては、本来明確であるべき各機関の責任の所在が不明確となり、各機関同士で「もたれあう」事態を招来し、結果として処理の遅延や不統一な処理を招く危険があるため、関係行政庁が相互に連絡をとり、審査の促進に努めるべきことを訓示的に規定したものである。

【解説】

1 第 1 項は、同一の申請者からされた当該申請に関連する申請に対する審査、判断の結果を考慮しなければ当該申請についての判断を行えないなど合理的な理由がある場合でないにもかかわらず、他の行政庁において関連申請が審査中であることを口実とすることはいうに及ばず、審査の時期又は判断の時期を不必要に引き延ばしてはならない旨を訓示的に規定したものである。

2 第 2 項は、一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合において、関係行政庁が適宜の判断により、事前の連絡会議や合同ヒアリングの開催等相互に連絡をとり、審査の促進に努めるべきことを訓示的に規定したものである。

第3章 不利益処分

第1節 通則（第12条—第14条）

第12 処分の基準（第12条関係）

第12条 行政庁は、不利益処分の性質上その設定が困難なときを除き、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下この条において「処分基準」という。）を定めるものとする。

- 2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
- 3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、処分基準を公にしておかななければならない。

〔趣旨〕

本条は、不利益処分が恣意にわたるものでなく、公正・透明に処理されることを確保するため、行政庁に対し、不利益処分の性質上その設定が困難なときを除き、処分基準をできるだけ具体的なものとして定め、公にしておくことを定めたものである。

〔解説〕

- 1 申請に対する処分の場合と同様、住民にとって、どのような場合に、どのような内容・程度の不利益処分がされることとなるのかについては大いに関心があるところであるから、行政庁は不利益処分の基準について明確な定めをもった上で、恣意を排した公正で透明な処理を図るべきものである。

本条例は、このような観点から、行政手続法第12条では努力義務とされている処分基準の設定を原則として義務付けたものである。

- 2 「不利益処分の性質上その設定が困難なとき」とは、不利益処分それ自体の性質から、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難な場合をいう。

これは、不利益処分については行政庁の裁量が比較的広く、処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題もあることから、原則的に設定を義務付けながらも、その例外を規定したものである。

したがって、この「不利益処分の性質上その設定が困難なとき」に該当する場合は、処分基準の設定義務が免除される。

- 3 「不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするか」とは、不利益処分の適否、その内容又は程度のことであり、具体的には、不利益処分の根拠となる条例等に定められた処分の要件に該当するかどうか、処分を要するかどうか、又はどのような内容若しくは程度の処分とするか、ということである。
- 4 「処分基準」とは、条例等の定めに従って判断するための基準であって、条例等の規定それ自体は原則として「処分基準」には含まれない。「条例等の定め」には、条例等の明文の規定のほか、その解釈も含まれるが、条例等の規定の解釈の部分については、必ずしも条例等の明文の規定から何人も容易に導き出すことができるものではないので、その場合には、行政運営における透明性の向上という本条例の目的からみて、「処分基準」と一体のものとして明らかにされる必要がある。
- 5 第2項は、処分基準の具体化について定めたものである。処分基準は、条例等の定めを当該不利益処分の性質の許す限りにおいて可能なレベルまで具体化することが望ましい。しかし、処分基準については、一般に行政庁の裁量が広く、その程度は個々の不利益処分の性質に応じて異なっているので、その基準を一義的に具体化するとしても、個々の処分の実情にかなうものとは必ずしもいいきれない。したがって、処分基準の具体化に当たっては、個々の不利益処分の性質に照らして、できる限り具体化することとしたものである。
- 6 第3項は、処分基準の公表について定めたものである。「公にしておかなければならない」とは、処分基準を秘密にしないのみならず、その透明性を確保するため、誰でも見ることができるようにしておかなければならないという趣旨である。

「行政上特別の支障があるとき」とは、例えば過料処分のように、どの程度の違反行為なら、どの程度の過料が課されるかといったことを公にすれば、かえって脱法的な行為を助長し、過料処分の抑止力を低下させる場合があり、このような公益上の観点から公にしておかない方がよいと判断される場合をいう。

[運用]

- 1 条例等の規定において、「不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準」が、当該処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとして明確に定められており、当該「条例等の定め」のみによって判断することができる場合は、判断基準が「条例等の定め」に尽くされているので、行政庁は別に処分基準を定めることを要しない。
- 2 事前に全く予測できなかったケース、それまで処分実績がないケースについて初めて不利益処分を行う場合（処分実績がなくとも、処分の性質上典型的に基準が設定できるような場合は除く。）、また実際には当該不利益処分を行うことがあり得ない（見込まれない）場合など、真にやむを得ない事情がある場合には、遅くとも当該不利益処分を行う段階までに作成できればよい。
- 3 不利益処分の公正、透明な処理に資するため、処分基準の作成は必須のものであり、安易に上記1、2に基づく処理を行うべきでないことは当然である。
- 4 「公にしておく」具体的な方法は、審査基準と同様である（20-21 頁参照）。

第13 不利益処分をしようとする場合の手続（第13条関係）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき

(2) 条例等において必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であつて、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき

(3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつてその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき

(4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の高納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき

〔趣旨〕

本条は、行政庁が不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、聴聞手続か弁明手続のいずれかの手続を執らなけ

ればならないことを定めるとともに、それぞれの手続を執る場合の振り分けの区分を明らかにし、また、緊急の必要がある場合その他一定の場合にはその手続が省略し得ることを明らかにしたものである。

【解説】

- 1 第1項は、許認可等の取消しなど名あて人となるべき者に及ぼす不利益の程度が大きいものについては、口頭による意見陳述・質問等の機会を与え、事実判断を行う「聴聞」手続（同項第1号）を、営業停止処分など比較的不利益の程度が小さいものについては、原則として書面による意見陳述の機会を与える「弁明の機会の付与」の手続（同項第2号）を執ることを定めたものである。
- 2 第1項第1号アの「許認可等を取り消す不利益処分」とは、例えば、一度与えた施設の使用許可の取消処分等をいう。
同号イの「名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分」とは、例えば、大阪府中央卸売市場業務条例第37条に規定する関連事業者の承認の取消しなどをいう。
同号ウの「行政庁が相当と認めるとき」とは、例えば、当該事案の事実関係が複雑で、行政庁側とのやりとりの機会を保障して事実評価を行うことが望ましいと判断される場合や、処分の相手方に与える影響が大きなものとなる特別の事情があり、手厚い手続保障を確保する必要があると判断される場合などが想定される。
- 3 第1項第2号の弁明手続相当処分としては、例えば、業務等の停止命令、禁止命令、中止命令等が該当する。
- 4 第2項は、速やかな公益確保の必要性や行政効率の確保の要請と相手方に対する手続的権利保障の要請との比較衡量から、本条例に定める聴聞・弁明手続を執ることが適当でない、あるいは執るまでもないと判断されるものを規定している。
- 5 第2項第1号は、聴聞・弁明手続を経ることによって保障される相手方の権利に比べ、当該行為を緊急に行わないことにより生ずる公益侵害の方が重大であり、相手方の保護としては事後における救済手続によれば足りるような場合に、聴聞・弁明手続を省略することができるものとしたものである。本号に該当する具体例としては、次のようなものがある。

- ・ 危険工作物等の除却命令（切迫した危険に対し緊急に処分を要する場合に限る。）（大阪市港湾施設条例第 13 条、大阪市普通河川管理条例第 14 条など）
 - ・ 有害物品の売買禁止、腐敗食品の搬出命令等（大阪市中心卸売市場業務条例第 51 条）
- 6 第 2 項第 2 号は、必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在等の事実が裁判所の判決書その他の客観的な資料により証明される場合については、相手方の意見を考慮するまでもなく処分の要件を確認できるので、聴聞・弁明手続を省略することができるものとしたものである。本号に該当する具体例としては、次のようなものがある。
- ・ せり人の登録の取消し（相手方が禁錮以上の刑が裁判所の判決により確定した場合など）（大阪市中心卸売市場業務条例第 21 条、第 19 条第 3 項）
- 7 第 2 項第 3 号は、施設の維持管理、物の製造、販売等について、遵守事項が技術的な基準により明確にされており、その不充足が計測、実験等の客観的認定方法により確認されるものについては、要件確認に恣意の入り込む余地がなく、相手方に意見を述べる機会を与える実益がないので、聴聞・弁明手続を省略することができるものとしたものである。本号に該当する具体例としては、次のようなものがある。
- ・ 汚水の水質の改善命令又は汚水の排除の一時停止命令（大阪市下水道条例第 10 条の 5）
- 8 第 2 項第 4 号は、金銭の納付を命じ、あるいは、金銭の支給を制限する不利益処分は、「金銭」のもつ特殊性に鑑み、最終的に金額の多寡によって解決されるものであり、行政効率の観点から、聴聞・弁明手続を与えることなく処分を行い、争いがある場合には事後的な処理に委ねることとしたものである。本号に該当する具体例としては、次のようなものがある。
- ・ 助成金の返還命令（大阪市重度身体障害者等医療費助成規則第 11 条）
- 9 第 2 項第 5 号は、相手方に義務を課す処分であっても、その性質上、課される義務の内容・程度が著しく軽微なものであって、当該処分の内容を確定した上で、その適否については事後的な手続で処理すれば名あて人の権利利益に対する手続的保障に欠けることもなく、かつ、実務上も適切であるものについて、聴聞・弁明手続を省略することができるものとしたものである。

本号の「規則で定める処分」については、大阪市行政手続条例施行規則（平成7年大阪市規則第68号。以下「施行規則」という。）において、以下のものを定めている。

- ① 条例等の規定により行政庁が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するものについて、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。）をするためにその提出を命ずる処分又は訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分
- ② 届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、条例等の規定に従い、当該書類が条例等に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分

第14 不利益処分の理由の提示（第14条関係）

- 第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。
- 2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。
- 3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

【趣旨】

本条は、行政庁の恣意による判断を防止し、当該処分の名あて人に処分の理由を理解してもらうとともに、事後救済手続上の便宜に資する観点から、不利益処分を行う場合の理由提示義務を定めたものである。

【解説】

- 1 「不利益処分の理由」とは、条例等の根拠条項の内容、具体性等によってその程度は異なるものの、一般的には不利益処分の根拠条項、処分要件に該当する原因となる事実を明示することをいう。
- 2 「当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合」とは、差し迫って処分を行う必要があつて、理由を正確に把握し提示するという作業を行つては対策を執るのが遅れ又は状況を悪化させるなどのため、これを示す時間的余裕がない場合をいう。
- 3 第2項は、第1項ただし書の規定により理由の提示を行わなかった場合においても、処分後とはいえ、理由の提示を義務付けることで、処分の客観性を担保させ、かつ事後手続の便宜を図ることは必要であるので、処分後相当の期間内にその理由を示すことを規定したものである。
- 4 「当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるとき」とは、処分後において処分の名あて人の所在が不明になった場合や、処分する際にそもそも名あて人の氏名や所在を確認する必要も、その暇もない場合などをいう。

- 5 「処分後相当の期間内」とは、処分の原因となる事実の複雑さ、処分後に要する行政上の対応の程度に応じて異なるが、一般的には、処分後、理由を正確に把握し提示できる段階になれば速やかにという意味である。
- 6 第3項は、不利益処分を書面でするときは、その理由は書面により示さなければならないことを定めたものである。

[運用]

本条の運用に関しては、第8条（理由の提示）と同様である（27-28頁参照）。

第2節 聴聞（第15条—第26条）

第15 聴聞の通知の方式（第15条関係）

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日及び場所
- (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること
- (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

【趣旨】

本条は、不利益処分の名あて人となるべき者が防御の準備を行う上で十分な期間が確保できるようにするなど防御方法を保障するため、聴聞の通知の方式について、相当な期間を置いて書面により行うことを定めるとともに、通知における教示事項及び名あて人となるべき者の所在が判明しない場合の取扱いについて規定するものである。

【解説】

1 第1項の「相当な期間」とは、不利益処分の内容、性質に照らして、その名あて人となるべき者が防御の準備をするのに必要な期間をいい、その判断については、個々具体の事例ごとに行わざるを得ない。

- 2 第1項の「予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項」とは、例えば、「〇〇条例第〇条の規定に基づく使用許可取消処分」のような表記が考えられる。
- 3 第1項の「不利益処分の原因となる事実」とは、不利益処分の構成要件に該当する事実であるが、聴聞の趣旨に鑑み、名あて人となるべき者にとって具体的な事実が認識され、その者の防御権の行使を妨げない程度に記載されることが必要である。
- 4 第2項は、聴聞手続が当事者の防御権を保障し、適正な行政の運営を確保することを目的とするものであることから、不利益処分の名あて人となるべき者が行いうる権利行使の具体的内容を当事者に教示しその便宜を図ることは、聴聞手続を当事者に保障する上で重要な手続であるので、その行使の具体的内容を通知の書面上に併せ教示することとしたものである。
- 5 第3項は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合について、民事訴訟法の例に倣って公示送達の方法をとることができる旨を規定したものである。

「不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合」とは、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明していない場合や聴聞の通知を郵送により行ったものの居所が不明である場合等において、必要に応じて追跡調査を行ってもなお相手方の住所及び居所等が不明である場合をいう。

[運用]

- 1 本条第1項の聴聞の通知については、大阪市聴聞等の手続に関する規則（平成6年大阪市規則第120号。以下「聴聞規則」という。）第2条により、第1号様式による聴聞通知書により行うこととされている。
- 2 本条第1項の聴聞の通知を受けた者は、やむを得ない理由により聴聞の期日に出頭できないときは、当該期日の前日までに、理由を付して市長に期日の変更を申し入れなければならず、市長は当該理由が正当であると認めるときは期日を変更することができる（聴聞規則第3条第1項、第2項）。市長は災害その他やむを得ないときは、聴聞の期日又は場所を変更することができ、変更したときは、速やかに当事者及び参加人に通知する（聴聞規則第3条第3項、第4項）。

- 3 期日の変更について通知を行う場合には、文書によるほか、聴聞期日が近接している場合、文書による送達が不確実な場合その他緊急やむを得ない場合には、電話、ファックス等による通知でも差し支えない。

第16条 代理人（第16条関係）

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、聴聞に関し当事者の権利利益を十分に保護し、かつ手続の簡易・迅速化を図る観点から、代理人に関する事項を定めたものである。

【解説】

1 「代理人」とは、本人でない者で、当該本人に代わり、本人の名においてかつ自己の意思決定に基づき、聴聞手続に関する行為をするものをいう。

代理人となる資格については、特に制限がない。代理人がその権限の範囲内でした行為は、本人がしたのと同様の効果が生じ、その効力は本人に及ぶ。

2 第2項は、代理人の権限について規定したものである。

代理人は、当事者のために聴聞に関する一切の行為をすることができるので、もとより、文書等の閲覧（第18条）、聴聞の審理における意見陳述等（第20条）、陳述書の提出（第21条）等聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 第3項は、代理人の資格の証明を、第4項は、代理人の資格の喪失を定めており、いずれも書面で行うこととしている。

【運用】

1 代理人の数については、特に制限していないが、代理人が多数選任され、聴聞の場に入場しきれない場合など、当事者の防御権を妨げない範囲で、聴聞の場に出頭できる人数を制限することができる。

2 当事者は、代理人を選任したときは、当該代理人を出頭させようとする聴聞

の期日までに、委任状等代理人の資格を証する書面を添えて市長に届け出なければならないとされている（聴聞規則第4条）。

第17 参加人（第17条関係）

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第2項第6号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは「参加人」と読み替えるものとする。

〔趣旨〕

本条は、聴聞を実施するに際し、不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（以下「関係人」という。）に十分な意見陳述の機会を与え、関係人の権利利益の保護を図るため、主宰者は、関係人に対して聴聞に参加することを求め、又は参加することを許可することができる旨を定めたものである。

〔解説〕

1 「当事者以外の者であって当該不利益処分根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者」とは、当事者以外の者で、個別の条例等において当該処分がされた場合に利害関係を有することとなる（利益又は不利益を受ける）と根拠条例等の趣旨から解釈され、又はそのように扱われるべき者をいう。

2 「当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる」とは、関係人の求めに基づく参加と、主宰者の職権による参加のいずれをも認める趣旨である。なお、関係人の求めに基づく参加について、主宰者の許可を要件としているのは、徒な参加により審理の遅延が生じないように配慮するためであり、職権による参加を認めているのは、真に利害関係を有し、事実関係の評価において欠くことのできない者については、求めがなくとも参加させるべきであるとの考えによるものである。

- 3 第2項及び第3項は、第16条において当事者の代理人を認める趣旨に鑑み、参加人についても代理人を認めることを定めたものである。

〔運用〕

聴聞規則第5条において、本条第1項の規定により聴聞に関する手続への参加の許可を受けようとする者は、聴聞の期日の前日までに、第2号様式による参加許可申請書を主宰者に提出しなければならず、主宰者は、聴聞に関する手続への参加を許可したときは、速やかにその旨を、当該許可を申請した者に通知しなければならないとされている。

第 18 文書等の閲覧（第 18 条関係）

第 18 条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第 24 条第 3 項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 行政庁は、前 2 項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

【趣旨】

本条は、聴聞手続における文書等閲覧請求権を創設することにより、当事者等がそこで得た情報に基づき意見を述べ、自己に有利な証拠を提出できるよう防御権の内容の充実を図るものである。

【解説】

1 「自己の利益を害されることとなる参加人」についても、文書等の閲覧請求権を認めたのは、当事者と同様にその者の権利利益が侵害されることに変わりがないので、当事者と同様の防御権に関する手続的保障を与えることとしたものである。逆に、参加人の中でも、不利益処分がされた場合に利益を受ける参加人については、文書等の閲覧請求権が認められていないことに留意すべきである。

2 「当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料」とは、例示にある当該事案についてした調査の結果に係る調書（原本そのものでなくとも、それを複写したもの又は要約・編集したものでもよい）のほか、不利益処分の事前の行政調査の結果を取りまとめた書類については、その形式の如何に関わりなく、当該処分を行う上でその原因となる事実を証するものであれば、閲覧の対象となる資料に該当する。

- 3 「第三者の利益を害するおそれがあるとき」とは、例えば、個人のプライバシーに係る事項や、企業秘密が記載されている文書であるときなどをいい、また、「第三者の利益」には閲覧請求者以外の当事者・参加人の利益も含まれる。
- 4 「その他正当な理由があるとき」とは、閲覧させることにより取締役の秘密等機密が漏れるなど公益上の支障があるときのほか、審理の争点に関係がないものを求められたとき、明らかに聴聞の引延ばしを図るための閲覧請求など、本条例を適正に運用する上で著しい障害がもたらされるときをいう。
- 5 第2項は、聴聞期日における審理の進行に応じて新たに文書等の閲覧が必要となる場合が想定されるので、設けたものである。
- 6 第3項は、事務処理上及び手続の進行上の必要から、行政庁が閲覧の日時・場所を指定できることを規定している。指定を与えるに際しては、当事者等が当該書類等を閲覧した結果、反論・防御すべき問題点を把握し、それに対する反論を考え、証拠を収集するのに合理的な期間が聴聞期日までに存するよう時間的余裕をもって指定するようにしなければならない。

[運用]

- 1 閲覧請求対象書類中に「第三者の利益」や「正当な理由」に係るものがある場合には、要約した文書や支障がある部分を除いて閲覧に供すべきであり、これと関係のない部分まで閲覧を拒むことは許されない。
- 2 閲覧に際して当該資料の複写を認めることについては、事務負担の問題もあるので、これを一律に認めることとはしていないが、複写を禁止しているものではないので、その資料の保全状態や閲覧請求者の便宜等を斟酌しつつ、必要に応じ、行政庁の裁量で行うこととなる。
- 3 本条第1項の規定により資料の閲覧を請求しようとする者は、聴聞規則第3号様式による資料閲覧請求書を市長に提出して行い、市長は、資料の閲覧を許可したときは、閲覧の請求があった際に当該請求に係る資料を閲覧させる場合を除き、速やかに閲覧の日時及び場所を指定し、当該閲覧を請求した者に通知するものとされている（聴聞規則第6条第1項、第2項）。この場合、閲覧を請求した者の聴聞の審理における意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮することが必要である。

4 本条第2項の規定により資料の閲覧を請求しようとする者は、口頭により閲覧を請求することができ、市長は、資料の閲覧の請求があった場合において、当該請求に係る資料を当該審理において閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、閲覧を請求した者に通知するものとされている（聴聞規則第6条第3項、第4項）。この場合、主宰者は、第22条第1項の規定に基づき、当該請求に係る資料を閲覧させる日以後の日を新たな聴聞の期日として指定し、通知する必要がある。

第 19 条 聴聞の主宰（第 19 条関係）

第 19 条 聴聞は、行政庁が指名する職員が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- (1) 当該聴聞の当事者又は参加人
- (2) 前号に規定する者の配偶者、4 親等内の親族又は同居の親族
- (3) 第 1 号に規定する者の代理人又は次条第 3 項に規定する補佐人
- (4) 前 3 号に規定する者であったことのある者
- (5) 第 1 号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- (6) 参加人以外の関係人

【趣旨】

本条は、聴聞における審理の整理、進行、記録の作成といった審理手続を公正に司る者としての主宰者の選任を行政庁の指名によるものとし、併せて審理の公正、中立性を担保する観点から、主宰者の除斥理由を定めたものである。

【解説】

1 聴聞は、行政庁が指名する職員が主宰することとしている。

主宰者は、聴聞の審理において、関係人の参加の許可を与え、審理を進行させて必要に応じ当事者等に陳述等を促し質問を發し、また、審理を終結させ、更には審理の記録を作成するといった聴聞の運営について必要な一切の事項を司るものであり、これはこの条例により授權された主宰者としての権能に基づき行われる。

2 主宰者の権限としては、第 17 条（参加人）、第 20 条（聴聞の期日における審理の方式）、第 22 条（続行期日の指定）、第 23 条（当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結）、第 24 条（聴聞調書及び報告書）に定める権能及び聴聞の審理の場における秩序維持権、議事整理権等の聴聞指揮権がある。

3 主宰者は、①聴聞に係る処分に関連する専門的知識を有していること、②聴聞は行政処分に係る事前手続であり、行政庁の職員が行うことが能率的・迅速であることから、本市職員に限定している。

- 4 第2項は、主宰者の公正・中立性を担保するため、当事者等、親族関係にある者、法定代理人等、利害関係人等は主宰者となることができない旨を規定したものである。

[運用]

- 1 「行政庁が指名する職員」には、聴聞手続の公正・中立性を確保するため、行政庁の職員のうち、不利益処分を行う立場にある責任者以外の職員（主管部長又は庶務担当課長若しくは当該処分について専門的・技術的知識を有する課長級職員）を充てることが望ましいが、事案によっては、当該不利益処分を行った責任者（課長、所長等）を充てることも差し支えない。なお、聴聞の冒頭手続において不利益処分の内容等を説明する行政庁の職員は、主宰者以外の職員でなければならないことに留意すべきである（第20条第1項の解説参照）。
- 2 本条第1項の規定による主宰者の指名は、第15条第1項の通知をする時までに行う必要がある（聴聞規則第7条第1項）。
- 3 主宰者が第19条第2項各号のいずれか（除斥事由）に該当するに至ったときは、速やかに新たな主宰者を指名する必要がある（聴聞規則第7条第2項）。

第 20 聴聞の期日における審理の方式（第 20 条関係）

- 第 20 条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。
- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を發することができる。
 - 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
 - 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を發し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。
 - 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。
 - 6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

〔趣旨〕

本条は、聴聞の期日における審理の方式を定めるものであり、冒頭手続、当事者等の防御権としての意見陳述及び質問権、主宰者の権能としての求積明権等聴聞の進行に関する手続等を定めたものである。

〔解説〕

- 1 第 1 項は、聴聞の期日における冒頭手続を定めたものである。
冒頭手続は、最初の聴聞の期日において、不利益処分の原因となる事実等の通知事項を出頭者に説明し、これを確認させることで、審理の円滑な進行を確保することとしている。冒頭手続については、主宰者は審理を司る者であり、不利益処分の原因となる事実等を説明する立場には必ずしもないので、これを行政庁の職員に説明させることとしている。
- 2 第 2 項は、当事者又は参加人の防御権の行使に関し、意見陳述権、証拠書類等の提出権及び質問権、並びにこれらの権利行使の相手方について規定したものである。

- (1) 「証拠書類等」とは、審理の対象となる事実の存否を判断するための手掛かりとなる書類等の材料をいう。ただし、証人による証言などの証拠調べの手続まで保障したものではないので、証拠書類及び証拠物に限る趣旨であり、人証は含まれない。
 - (2) 「主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる」とは、当事者又は参加人の質問権については主宰者の許可に係らしめることを明らかにしたものである。これは、質問権が濫用され、聴聞の審理に混乱を来すおそれがあることに配慮したものであるが、主宰者において当該質問が防御権の行使の上で必要と判断されるときは、必ず許可することが必要である。
- 3 第3項は、当事者又は参加人の防御権をより手厚くするため、補佐人について規定したものである。
- (1) 「補佐人」とは、聴聞の場において、不利益処分の原因となる事実について専門的知識をもって、当事者又は参加人を援助することができる第三者をいい、当事者又は参加人の発言機関としての立場から事実上又は法律上の陳述を行う者をいう。
具体的には、当事者又は参加人が通訳や手話通訳を必要とする場合における当該業務を行う者であるとか、当事者又は参加人が法人である場合の会計等の具体的な事務担当者などが該当する。
 - (2) 補佐人と代理人との差は、補佐人は当事者又は参加人の発言機関として陳述するものであり、聴聞の期日における付添人としての地位しか認められておらず、当事者又は参加人に代わって単独で当該期日に出頭したり、期日外の文書閲覧等の手続を行うことができない点にある。
- 4 第4項は、審理を促進し、また効果的に行えるよう、主宰者が当事者等に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促すなどの、聴聞の期日における主宰者の権能としての求釈明権を規定したものである。
- 5 第5項は、当事者及び参加人の全員が期日に出頭しないと審理が行えないというのでは、行政運営上の支障が生じるおそれがあるため、一部の者が不出頭であっても審理を行えることを規定したものである。
- 6 第6項は、聴聞の期日における審理は原則として非公開とすることを定めたものである。これは、聴聞の期日における審理を公開することについては、当事者等のプライバシーが侵害されるおそれがあることから原則として非公

開としたものである。ただし、当事者が公開を求めている場合であって当事者又は参加人に対する手続的保障の上で望ましいと判断される場合や当該事案について社会的関心が高く又は公衆による公開の手続が望ましいと考えられる場合など、「行政庁が公開することを相当と認めるとき」は、この限りでない。

[運用]

- 1 本条第3項の規定により補佐人の出頭の許可を受けようとする者は、聴聞の期日の前日までに、聴聞規則第4号様式による補佐人の出頭許可申請書を主宰者に提出する必要がある。ただし、第22条第2項（第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知又は告知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人で、既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、再度申請書を提出する必要はない（聴聞規則第8条第1項）。
- 2 主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかにその旨を当該許可を申請した者に通知する必要がある（聴聞規則第8条第2項）。
- 3 聴聞の期日における補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取消さないときは、当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなされる（聴聞規則第8条第3項）。
- 4 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる（聴聞規則第9条第1項）。
- 5 主宰者は、聴聞の審理の秩序を推持するために必要と認めるときは、聴聞の審理を妨げ、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命ずる等必要な措置を執ることができる（聴聞規則第9条第2項）。
- 6 聴聞の期日における審理の公開を相当と認めるときは、その旨並びに聴聞の期日及び場所を告示するとともに、速やかに当事者及び参加人にその旨を通知する必要がある（聴聞規則第10条）。

第 21 条 陳述書等の提出（第 21 条関係）

- 第 21 条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
- 2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

〔趣旨〕

本条は、当事者等の権利利益の保護に資する観点から、聴聞の期日に出頭できなくても、それに代え陳述書等を提出することができる旨配慮することが適当と考えられることから、陳述書等の提出について定めたものである。

〔解説〕

- 1 「陳述書」とは、聴聞の期日における当事者等の意見陳述に代わるものとして、当事者等が陳述内容を記載した書面をいう。
- 2 第 2 項は、陳述書は意見陳述に代わるものであり、審理が意見のやりとりを通じて事実関係を明確にしていくことを予定していることから、主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、陳述書及び証拠書類等を示すことができることとしたものである。
- 3 「その求めに応じて」とは、聴聞の期日以前の段階で、陳述書等が他の当事者等に明らかになっており、これを示す実益がない場合もあるので、期日に出頭した者の求めに応じてこれを示すことを明らかにしたものである。なお、期日を欠席した者の便宜を考慮して、次回期日においても同様の措置が可能となるよう当該求めは当該期日に限らないものとする。

〔運用〕

- 1 陳述書には、陳述書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）、聴聞の件名、当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載する必要がある（聴聞規則第 11 条）。
- 2 当事者等から陳述書等の提示の求めがあつた場合、陳述書は意見陳述に代わるものなので、基本的にこれを拒むことはできない。ただし、証拠書類の提

示については、個別の証拠内容如何によっては、プライバシーにかかわるもの等提示することが適当でない部分があれば、必ずしもこれを拒めないとはいえない。

- 3 陳述書の提示の方法については、当該陳述書又はその写しを提示する方法によることになるが、提示を求める者が了解する場合は、口頭で読み上げることもできる。

第 22 条 続行期日の指定（第 22 条関係）

- 第 22 条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。
- 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。
- 3 第 15 条第 3 項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第 3 項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する 2 回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

【趣旨】

本条は、聴聞による審理を十分尽くすため、当事者等の意見陳述等が尽くされていないと判断できるときなど、主宰者がなお聴聞を続行する必要があると認める場合について、続行期日を指定し、聴聞を続行できる旨を定めたものである。

【解説】

- 1 「聴聞の期日における審理の結果」とは、聴聞の期日における審理が行われなかった場合に、その結果として続行期日を指定する場合（第 23 条参照）を含むものである。
- 2 「なお聴聞を続行する必要があると認めるとき」とは、例えば、審理の過程において必要な検証事項が新たに見出され、これへの対応に日時を要するので期日をいったん終了せざるを得ない場合や、当事者等の意見陳述等が十分に尽くされぬまま予定時間が終了した場合などがある。
- 3 第 2 項は、続行期日の通知の方式を定めたものである。
最初の聴聞の通知は行政庁が行うものであるが、2 回目以降の通知については、聴聞の続行等の判断が主宰者に委ねられているため、主宰者がこれを行うものとしている。

なお、通知事項は、次回の聴聞の期日及び場所であるから、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、その場で告知すれば足りるので、書面により通知する必要はない。

- 4 第3項は、続行期日の通知の場合についても、当事者等の所在が判明しない場合が想定されるので、最初の聴聞の期日の通知の場合における公示送達の規定を準用したものである。この場合、最初（又は前回）の聴聞の期日の通知を公示送達で行った相手方に対して再度公示送達を行う必要がある場合には、民事訴訟法の例に準じ、「掲示を始めた日の翌日」に当該通知がその者に到達したものとみなすこととしている。

第 23 条 当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結（第 23 条関係）

第 23 条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第 21 条第 1 項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第 21 条第 1 項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

【趣旨】

本条は、当事者が正当な理由なく聴聞の期日に出頭しないなど聴聞に係る権利手続を放棄したとみなせる場合に、主宰者の判断で聴聞を終結することができることを定めたものである。

【解説】

- 1 「正当な理由」とは、当事者の責めに帰すべからざる理由（天災・交通機関の途絶等）又は出頭しないことがやむを得ないと認められる理由（交通事故により入院している場合、海外出張中である場合等）をいう。
- 2 1 に記載した正当な理由がないにもかかわらず、当事者が聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書等を提出しなかった場合には、当事者において聴聞に係る手続保障を放棄したものとみなしても差し支えなく、再度聴聞の機会を保障する必要はないので、主宰者は改めて当事者に意見陳述の機会を与えることなく、聴聞を終結することができるものである。
- 3 参加人については、当事者と異なり不利益処分の名あて人ではなく、あくまで関係人に過ぎないことから、正当な理由があるか否かにかかわらず、聴聞の期日に出頭しなかった場合には、聴聞を終結することができることとしている。

4 第2項は、当事者が正当な理由があつて聴聞の期日に出頭できない場合において、当該当事者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めず、かつ陳述書も提出しないときには、相当期間内に新たに聴聞の期日を定めてもその実効性がなく、また、処分を速やかに行うべき要請もあるので、そのような場合には、口頭による意見陳述の機会の付与に代え、期限を定めて陳述書等の提出を求め、当該期限の到来をもって聴聞を終結することができる旨を定めたものである。

5 「聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないとき」とは、例えば、当事者が相当長期間の入院が必要なため、期日を設けても出頭できないような場合をいう。

第 24 聴聞調書及び報告書（第 24 条関係）

- 第 24 条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。
- 2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。
- 3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第 1 項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。
- 4 当事者又は参加人は、第 1 項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

〔趣旨〕

本条は、聴聞の記録として、審理の経過を記載した聴聞調書及び不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成する必要があることから、その作成手続等を定めたものである。

〔解説〕

- 1 第 1 項の「聴聞の審理の経過を記載した調書」とは、聴聞調書のことであり、不利益処分の原因となる事実、聴聞の審理の場において出された主な質問及びそれに対する回答、当事者及び参加人の述べた意見及びやり取りの経過、出席者の氏名、聴聞期日、提出された証拠書類等を記載するものである。
- 2 第 2 項は、聴聞調書を作成すべき場合を期日との関係で明確にしたものである。
- (1) 「各期日ごとに」とは、聴聞調書の作成に関する時期的な単位を示しているものであり、当該期日（当日）中に調書を作成し終えることを意味しているものではない。
- (2) 「当該審理が行われなかった場合」とは、聴聞の期日が来たが当該期日に当事者が正当な理由がなく出頭せず、かつ、参加人も出頭しなかった場合、又は当事者及び参加人とも陳述書を提出した場合などをいう。このような場

合にあっては、聴聞の期日における審理が行われることなく聴聞が終結されるので、その段階で調書を作成することとなる。

- 3 第3項は、主宰者の意見を記載した報告書の作成等について規定したものである。
 - (1) 「不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうか」とは、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張について、実体的真実との関係でその主張に根拠があるかどうかということである。また、「主張」とは、「攻撃防御の方法としての事実の提示」の意味である。
 - (2) 「報告書」とは、主宰者が審理の場でのやり取りや提出された陳述書等を踏まえて、当事者及び当事者と同方向の利害関係を有する参加人の主張に理由があるかどうかについての意見を記載するものである。
 - (3) 報告書については、行政庁が不利益処分の事実を認定するに際しては、審理の経過のほか、当事者等の主張が真正なものか又は信頼できるかどうか等の心証上の問題をも参酌する必要がある、審理の経過を記載した調書だけではその場の雰囲気や状況まで必ずしも伝わらないと考えられることから、審理を主宰する主宰者の心証を重視して、それを意見として記載することとしたものである。

- 4 第4項は、聴聞調書及び報告書は、不利益処分の決定に当たって十分に参酌され重要な基礎となるべきものである、手続の透明性の確保や事後手続の便宜に資する観点から、当事者又は参加人はこれらの閲覧を求めることができることを規定したものである。
 - (1) 聴聞調書については、(特に当該期日に出頭しなかった)当事者等が次回の聴聞の期日において防御権を行使する上での便宜に配慮して、聴聞の期日における審理終了後に当該調書が作成された段階以降、その閲覧を求めることができることとしている。
 - (2) 閲覧期限については、当事者等の事後救済に関する訴えの利益が排除されない限り、法文上特段の期限は設けられていないが、原則として随時これを可能としておくことが適当である。
 - (3) 聴聞調書については、聴聞の審理における当事者等の陳述の要旨等を主宰者が責任をもって記載すべきものである、当事者等にその訂正権まで認めるものではない。

当事者等は、聴聞調書の閲覧を求めることが可能であり、その結果、調書に誤りがあればその旨を事実上申し出れば足りるので、訂正権を認めるものでないとしても、当事者等の手続保障に欠けるものではない。

[運用]

- 1 第3項の「報告書」における主宰者の意見の記載方法については、特に制約があるものではないが、主宰者は客観的な証拠の有無、当事者等の主張に関する心証等に基づいて、公正・中立的な立場から、当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載すべきである。

- 2 聴聞調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印するものとされている（聴聞規則第12条第1項）。
 - (1) 聴聞の件名
 - (2) 聴聞の期日及び場所
 - (3) 主宰者の氏名及び職名
 - (4) 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人文はこれらの者の代理人若しくは補佐人（以下この項において「当事者等」という。）並びに行政庁の職員
 - (5) 聴聞の期日に出頭しなかった当事者等及び出頭しなかったことについての正当な理由の有無
 - (6) 当事者等及び行政庁の職員の陳述（陳述書における意見を含む。）の要旨
 - (7) 提出された証拠書類又は証拠物の標目
 - (8) その他参考となるべき事項

- 3 主宰者は、図面、写真その他必要と認める書類を聴聞調書に引用し、添付して聴聞調書の一部とすることができる（聴聞規則第12条第2項）。

- 4 第3項の「報告書」には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印するものとされている（聴聞規則第12条第3項）。
 - (1) 主宰者の意見及びその理由
 - (2) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張

- 5 第4項の規定により聴聞調書等の閲覧を請求しようとする場合は、聴聞規則第5号様式による聴聞調書等閲覧請求書を、聴聞の終結前には主宰者に、聴聞の終結後には市長に提出しなければならないものとされている（聴聞規則第13条第1項）。

- 6 主宰者又は市長は、聴聞調書等の閲覧を許可したときは、閲覧の請求があった際に当該請求に係る聴聞調書等を閲覧させる場合を除き、速やかに閲覧の日時及び場所を指定し、当該閲覧を請求した者に通知するものとされている（聴聞規則第 13 条第 2 項）。

第 25 聴聞の再開（第 25 条関係）

第 25 条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第 3 項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第 22 条第 2 項本文及び第 3 項の規定は、この場合について準用する。

〔趣旨〕

本条は、聴聞の終結後不利益処分を行うまでの間に当該事実関係の判断を左右しうる新たな証拠書類等を行政庁が得た場合など当該証拠等に基づき当事者間で審理を再開する必要があるため、聴聞の終結を取消し、聴聞手続を再開できる旨を定めたものである。

〔解説〕

- 1 聴聞を再開する場合には、主宰者が聴聞の終結を行ったことに配慮して、行政庁が主宰者に対して再開を命ずることとしている。また、聴聞の終結に伴い、報告書が行政庁に提出されていることから、当該報告書の取扱いを明確にするため、報告書を返戻することとしている。
- 2 「聴聞の終結後に生じた事情」とは、聴聞の終結後に不利益処分の原因となる事実について、行政庁等が新たな証拠書類等を得た場合や既存の証拠書類等に瑕疵があったような場合をいう。
- 3 本条後段については、聴聞を再開する場合の当事者等への通知には、新时期の指定の場合と基本的に同様な事情が存することから、第 22 条第 2 項本文及び第 3 項の措置に準ずることとしている。

〔運用〕

- 1 新たな証拠書類等については、行政庁及び当事者又は参加人のいずれの側でも発見されることが想定されるが、当事者又は参加人の側において発見があった場合には、行政庁に対して事実上その旨を申し立てるなどの方法によることとなる。
- 2 処分の原因となる事実以外の新たな事実又はこれに関する証拠が判明した場合には、同一の処分となるものであってもその原因となる事実が異なるこ

とから、当該事実を原因として処分を行おうとする場合には、新たに聴聞を開くこととなる。

第 26 聴聞を経てされる不利益処分決定（第 26 条関係）

第 26 条 行政庁は、不利益処分決定をするときは、第 24 条第 1 項の調書の内容及び同条第 3 項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

【趣旨】

本条は、行政庁は聴聞手続の記録である聴聞調書及び主宰者の意見を記載した報告書の内容を十分に参酌して不利益処分決定をすべきことを定めたものである。

【解説】

「十分に参酌して」とは、行政庁が不利益処分決定に際し、聴聞手続を経て不利益処分原因となる事実についての認定を行う上で、聴聞調書の内容及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に酌み取り、事実認定を行わなければならないことをいう。

【運用】

聴聞調書等の内容を参酌するものであっても、不利益処分をしようとするときはその原因となる事実を処分の相手方に通知しなければならない（第 15 条）ことから、相手方に通知していない別の事実を持ち出して（例えば、聴聞の審理を経た結果、通知した事実には理由がないとされたので、行政庁が別途把握している処分原因となる別の事実を持ち出すこと）、その事実に基づいて（当該事実について聴聞を経ることなく）処分をすることがあってはならないものである。

第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）

第27 弁明の機会の付与の方式（第27条関係）

第27条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

【趣旨】

本条は、不利益処分の手前手続としての弁明の機会の付与の方式を定めたものである。

【解説】

- 1 「弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してする」とは、①弁明内容を明確にする、②簡易迅速の防御手続を確保する、③事務処理の上で合理的であることなどから、弁明は、原則として書面を提出して行うことを明記したものである。
- 2 「行政庁が口頭であることを認めるとき」とは、弁明は、原則として書面を提出して行うこととしているものの、相手方の手続保障の観点から口頭による手続を否定するものではないため、行政庁の判断により弁明を口頭であることを認めることとしたものである。
- 3 第2項は、当事者の権利保障のために、弁明による主張だけではなく、当該主張を裏付ける証拠書類等の提出も当然認められることを規定したものである。

【運用】

証拠書類等は、観念的には、弁明書（又は口頭による弁明）と併せて提出されるべきものであるので、弁明書の提出期限（又は日時）までにその提出を行う必要がある。

第 28 条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

〔趣旨〕

本条は、不利益処分の名あて人となるべき者が防御の準備を行う上で十分な期間が確保できるようにするなど防御方法を保障するため、弁明の機会の付与の通知の方式について、相当な期間を置いて必要な事項を記載した書面により行うことを定めたものである。

〔解説〕

- 1 弁明の機会を付与するに当たって、不利益処分の名あて人となるべき者に対して、どのような内容の不利益処分を行おうとするのか、その根拠条項は何か、どのような事実を原因として不利益処分を行おうとするのか、また弁明書の提出先・期限はどうか、について知らせることが必要であるので、これを通知の内容としたものである。
- 2 「相当な期間」、「予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項」、「不利益処分の原因となる事実」については、第 15 条の解説と同様である。

〔運用〕

- 1 本条の通知をしたにもかかわらず、当事者から提出期限までに何ら応答がない場合の取扱いとしては、意思表示は到達したときから効力を生じるのが民法の原則であって（民法第 97 条）、この到達主義の原則は行政事件訴訟法においても適用されているため、一般的には当該期限を過ぎれば弁明の機会を与え終えたことになると解される。

2 本条の通知については、聴聞規則第6号様式による弁明の機会付与通知書により行うものとされており、聴聞の通知に関する手続の規定が準用されている（聴聞規則第14条）。

第 29 聴聞に関する手続の準用（第 29 条関係）

第 29 条 第 15 条第 3 項及び第 16 条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第 15 条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、「同項第 3 号及び第 4 号」とあるのは「同条第 3 号」と、第 16 条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、「同条第 3 項後段」とあるのは「第 29 条において準用する第 15 条第 3 項後段」と読み替えるものとする。

【趣旨】

本条は、聴聞手続における不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合の取扱い及び代理人の規定を、弁明の機会の付与の手続について準用することを定めたものである。

【解説】

弁明の機会の付与の手続についても、代理人の範囲を画一的に定めることにより、当該手続の迅速化に資することになるとの事情は聴聞手続の場合と基本的に同様であるので、代理人の規定を準用することとしている。

第4章 行政指導（第30条—第35条）

第30条 行政指導の一般原則（第30条関係）

第30条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該本市の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

〔趣旨〕

本条は、本市の広範多岐にわたる行政分野において様々な形で実施されている行政指導について、最高裁判決をはじめとする判例によって培われてきたその一般的な原理、原則を確認する規定を設け、行政指導のあるべき姿を明示することとしたものであるが、これによって本市が従来から行ってきた行政指導が制約されるわけではなく、住民の権利利益の保護に資する行政指導については、今後とも必要に応じて積極的に活用されることが望まれる。

〔解説〕

- 1 第1項は、行政指導の多くは具体的な根拠となる規定を有しないで行われており、その行う場面、方法も特定されていないことから、このような多種多様な行政指導に対して、その濫用を防止し、適切に行われるようにするため、行政指導に携わる者が留意すべき事項を法的規範として明記したものである。
 - (1) 「行政指導に携わる者」とは、様々な形で行われる行政指導にあつて、個々の場面において行政指導の相手方に対し直接働きかけを行う者はもちろん、当該行政指導の責任者をも含むものである。
 - (2) 「当該本市の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと」とは、行政指導は、行政機関が一定の行政目的を実現するためにその任務又は所掌事務の範囲内において一定の作為又は不作為を求める行為であり、行政指導に携わる者は、当然にその行政機関の任務又は所掌事務の範囲を超えて行政指導を行うことができないことを確認的に規定したものである。
 - (3) 「あくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであること」とは、行政指導は、行政機関が相手方に一定の作為又は不作為を求めて働きかける行為ではあるが、処分のように相手方に義務を課したりその権利

を制限したりするような法律上の拘束力を有する手段によって求める内容を実現しようとするものではなく、あくまでも相手方の任意の協力を前提としているものであることを確認的に規定したものである。

2 第2項は、行政指導は、相手方の任意の協力を前提とするものである以上、行政指導に従うか否かは相手方の自由であり、相手方の任意性を損なわせることのないように、行政指導に携わる者に対して、仮に相手方が当該行政指導に従わなかったとしても、これを理由としてその相手方に不利益な取扱いをしてはならないことを職務上の義務として規定したものである。

(1) 「不利益な取扱い」とは、行政指導に携わる者が、行政指導に従わなかった者に対して、それまで平等に提供していた情報を当該者にだけ提供しなくすとか許認可を行う場合に意図的に差別的な取扱いをすることといった、当該者が行政指導を受ける以前には得られていた利益を損なわしめ、又はそれまで被っていなかった不利益を与えるようなことを、制裁的な意図をもって行う行為をいう。

(2) 次のような場合は、「不利益な取扱い」に該当しない。

① 行政指導により求める作為又は不作為を行うことの奨励制度等を設けてこれに従った者に対して一定の助成を行うなどの措置を執るときに、従わなかった者が助成を受けられないような場合

② 法令等上「勧告に従わなかった場合」に改善命令や許認可等の取消しを行うことになっている場合において、直ちに処分権限を発動するのではなく事前に自主的な改善を促すために行政指導を行い、相手方に自主的に改善する意思がないことを確認した段階で処分権限を発動する場合

③ 法令等上、勧告等の行政指導に従わない場合にその旨を公表することができる場合において、相手方の作為又は不作為を放置することが公益上支障を生じ又は市民に被害を及ぼす等の事態が予想されるようなときに、市民に対しその情報を提供することによって市民の自己防衛を期待して行われるもの等相手方に対する社会的制裁にわたらないもの（大阪市消費者保護条例第32条の事業者の公表等）

第 31 条 申請に関連する行政指導（第 31 条関係）

第 31 条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明した場合には、当該行政指導に対する不協力が権利の濫用にわたるものでない限り、当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

〔趣旨〕

本条は、公益上の必要性から申請に対する処分を行わず、申請者に対し当該申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導について、行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟等による救済が受けることができないおそれがあるため、当該行政指導に携わる者に対して、申請者の権利侵害とならないよう留意すべきことを定めたものである。

〔解説〕

- 1 本条における「申請」とは、他の条において使用されている用語の意義と異なり、その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限らず、法律・政令に根拠を有するものをも含むものであることに注意すべきである（第 2 条第 4 号参照）。これは、本市の機関が行う行政指導については、その根拠が法律・政令にあるものについても、本条例の適用があることから（行政手続法第 3 条第 3 項、第 46 条参照）、このように規定したものである。
- 2 「申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導」とは、申請者が一定の要件を備えて正規に申請を行ったことに対して、当該申請に係る許認可等にかかわる事務をつかさどる行政機関が当該申請者に対して行う行政指導をいい、①申請に対する処分を行わないで、申請者が自主的に取下げをを求めるもの、②申請の内容について、その一部又は全部の変更を求めるもの（許認可等を受けて行うこととなる行為の規模を縮小する、実施時期を延期又は期間を短縮する等）がある。

なお、申請書の記載事項の不備、必要な添付資料の不足等の申請の形式上の要件に適合していないことからその補正を求めるようなものは含まない。

- 3 「申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明した場合」とは、申請者が申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導に従う意思がないことを、何らかの形でその意思が明らかにされた場合をいい、その方法は問わない。
- 4 「当該行政指導に対する不協力が権利の濫用にわたるものでない限り」とは、相手方が申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導に協力しないことが、権利の濫用にわたるような特段の事情が存する場合には、当該行政指導を継続することができる旨を明らかにしたものである。
- 5 本条は、建築確認申請の留保に関する最高裁判所昭和 60 年 7 月 16 日判決（判例時報 1168 号 45 頁参照）の趣旨を踏まえたものである。
 - ・ 同判決の要旨は、次の 2 点に集約される。
 - ① 行政指導の一般原則として、相手方の任意の協力を前提とし、相手方が当該行政指導に従う意思がない旨を真摯かつ明確に表明した後は行政指導を継続することができない（法第 33 条と同趣旨）。
 - ② 行政指導に対する不服従が社会通念上正義の観念に反するものといえるような特段の事情が存在する場合は、なお、行政指導を継続できる。
- 6 「権利の濫用」の解釈に当たっては、行政指導を継続することにより相手方が受ける不利益と当該行政指導の目的とする公益上の必要性とを比較衡量することが必要である。すなわち、相手方の不協力が抽象的には法律等に規定される権利内容の範囲内に属してはいるが、現実の具体的な諸条件に即してみるとときには、第三者の生命、身体、健康等を侵害する危険性を有するなど権利の行使として社会通念上是認するわけにはいかないような特段の事情があるか否かを慎重に考慮すべきである。
- 7 「当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない」とは、申請者が行政指導に従わない意思を明らかにした場合には、行政指導に携わる者は行政指導を中止し、速やかに提出された申請に対する応答を行うべきであって、これに反して行政指導を継続したり（行政指導として求めた内容を実施するまで審査を留保する等）、その他行政指導に従わざるを得ないようにさせることによって申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない趣旨を規定したものである。

8 申請を行わないよう求める行政指導については、申請者がこれに従う意思がない場合には、当該行政指導を拒否して申請書を提出すれば、第2章の規定により行政庁に審査義務が生ずるのであり、本条では特に規定していない。

第 32 条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する本市の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

〔趣旨〕

本条は、許認可等をする権限等を背景とする行政指導においては、許認可等を受けて活動している相手方にとって、当該行政機関の意向に反しにくい面があり、行政指導とはいえ、有形無形の影響力が働き、従うか否かの判断の任意性が損なわれるおそれがあるため、このような行政指導に携わる者は、その相手方の判断の任意性を損なわないよう特に慎重に行うべきことを定めたものである。

〔解説〕

- 1 「許認可等をする権限」とは、申請に基づいて許可、認可等の処分（拒否処分を除く。）を行う権限をいう。
- 2 「許認可等に基づく処分をする権限」とは、次のようなものをいう。
 - ① 許認可等に係る行為が、適正に行われているかどうかを把握するために行政調査を行う権限
 - ② 許認可等に係る行為が、適正でないと認められることから、当該状態の解消を図るため、業務の運営等の改善措置をとることを命じ、又は改善が行われるまで業務等を停止する等当該許認可等の効力を停止する措置を命じ、若しくは当該許認可等を取り消す権限
 - ③ 許認可等に係る行為を当該許認可等を得ないで行っている者に対して、その行為をとめること等の是正を求める権限
- 3 「権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導」とは、改善命令等の処分をすることができない（処分基準に達しない、処分要件として定められていない等）、又は処分を行うことが要件としては可能ではあるが、当該権限を行使する意思がない場合（当該権限を行使する程のものではない等）に、相手方の自主的な対応を期待して行われる行政指導をいう。

- 4 「当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせる」とは、本来権限を行使できない又は行使する意思がないのに、行政指導に従わなければすぐにでも当該権限を行使するようなことを示唆したり、当該権限に基づいて何らかの不利益な取扱いを行い得るようなことを暗示する等、殊更に権限を有することを利用して相手方に行政指導に従わざるを得ないように仕向けることをいう。

第 33 条 行政指導の方式（第 33 条関係）

- 第 33 条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。
- 2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、本市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。
- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項
 - (2) 前号の条項に規定する要件
 - (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由
- 3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前 2 項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。
- 4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。
- (1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの
 - (2) 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

〔趣旨〕

本条は、広範多岐な行政分野において様々な形で行われている行政指導について、その内容等が明確でないという批判があることに鑑み、行政指導を行う場合には、当該行政指導の趣旨、内容及び責任者を明らかにして行わなければならない旨の明確化原則を定めるとともに、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する本市の機関が行政指導をする際に、当該権限を行使し得る旨を示すときは、行政指導に携わる職員は、その相手方に対して、当該権限の根拠となる法令又は条例等の条項や当該権限の行使が当該条項に規定される要件に適合する理由等を示さなければならない旨を定めたものである。

これにより、行政指導の手続の透明性を高め、第 32 条に規定する不適切な行政指導を防止し、もって行政指導の相手方の権利利益の保護を図ることを目的とするものである。

また、相手方から求めがあった場合の書面交付義務を規定したものである。

〔解説〕

- 1 第1項は、行政指導を行う場合の明確化原則を定めたものである。
 - (1) 「行政指導の趣旨及び内容」とは、行政指導により相手方に対して求める内容及び当該内容を求める趣旨をいい、いつまでに行って欲しいという期限もこれに含まれる。

なお、事案によっては、求める内容が例えば一定の事実の改善を求める場合で、当該改善が行われるのであればその方法を特に指定する必要もなく、具体的な措置を相手方に任せるようなものもあるので、具体性については行政指導に携わる者により適宜判断されるべきものである。
 - (2) 「責任者」とは、当該行政指導を行うこと、その実施方法等を実質的に決定した者をいい、当該行政指導が担当者の判断によるものであるか、市長等最終的な権限を有する者の意思に基づくものであるか等行政機関のどのレベルの判断によって行われているかを示すものである。
- 2 第2項の「許認可等をする権限」とは、申請に基づいて許可、認可等の処分(拒否処分を含む。)を行う権限をいう。
- 3 第2項の「許認可等に基づく処分をする権限」とは、次のようなものをいう。
 - ・ 許認可等に係る行為が、適正に行われているかどうかについて把握するために行政調査を行う権限・ 許認可等に係る行為が、適正でないと認められることから、当該状態の解消を図るため、業務の運営等の改善措置をとることを命じ、又は改善が行われるまで業務等を停止する等当該許認可等の効力を停止する措置を命じ、若しくは当該許認可等を取り消す権限
 - ・ 許認可等に係る行為を当該許認可等を得ないで行っている者に対して、その行為を止めること等の是正を求める権限
- 4 第2項の「権限を行使し得る旨を示すとき」とは、当該行政指導をする時点において既に当該権限を行使することが可能である場合に、当該権限を行使し得る旨を示すときのほか、当該行政指導に従わないときに法令又は条例等により当該権限を行使することができることとされている場合に、当該権限を行使し得る旨を示すときも含まれる。
- 5 第3項は、相手方から行政指導の趣旨、内容及び責任者を示した書面の交付を求められた場合に、これを交付すべき義務を規定したものである。
 - (1) 「前項に規定する事項を記載した書面」とは、口頭で行った当該行政指導の趣旨、内容及び責任者を明確に記載した書面をいい、形式等は特に問わないものである。

(2) 「行政上特別の支障」とは、口頭でその行政指導の趣旨、内容及び責任者を明らかにすることができても、これを書面で交付することが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいい、具体的には、次のような場合が考えられる。

- ・ 私人間の権利調整等のために、相手方とのやりとりを通じて指導内容を決める必要があるなど、その調整過程で行う個々の指導の内容について、逐一書面交付をすると円滑な調整が図れないような場合

なお、単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合（交付は事後的であるので、支障は生じない。）などは、「行政上特別の支障」には該当しない。

6 第4項は、書面を請求する意義が乏しいと認められる場合など本制度を置く趣旨から書面請求に応じる必要がない場合を規定したものである。

(1) 「相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの」とは、行政指導の相手方が現にいる場所において完了することができる行為をいい、具体的には次のようなものが挙げられる。

① 緊急に対処する必要がある場合などその場において時を移さずに行わなければならないもの

(例) 消防吏員が火災の発生に伴って現場で緊急に避難するよう勧告する行為

② 一過性のものであって、相手方がその場において特定され、その場その時を離れてしまえば、具体的に求める意味がなくなるもの

(例) 公の施設内において、その設備を破損しようとしている者に対して施設の長が施設管理権に基づいて、当該行為を止めるよう求める行為

③ 求められた行為がそれを行うかどうか改めて検討して判断を要するようなものではなく、その場において対応し得るようなものであって、その場においてし終えてしまったもの

(例) 公園内に不法に屋台を置いている者に対してそれを除却するよう求めて、相手方がその場において撤去した場合

(2) 「既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの」とは、一度文書又は電磁的記録により求める内容等が通知されているものについては、既に当該行政指導の明確化は図られており、このような場合まで書面

交付を行う必要がないことを明らかにしたものであり、具体的には、次のような場合が考えられる。

- ① 既に一度書面又は電磁的記録をもって行政指導を行い、未だ相手方がその求めた行為を行わず行政目的を実現できない状態にあることから、引き続き同一の行為を求める行政指導を行う場合
- ② 相手方が行うべき義務が法令や条例等の規定に基づき文書又は電磁的記録で通知されており、その履行を促すために行政指導を行う場合
(例) 違法建築物に対する改善勧告が既に出されている者に対する改善措置の履行の督促

[運用]

- 1 行政指導の「責任者」は、一般的には、特定の事務について指導指針等を設けてそれに従って個別の行政指導を行う場合については、当該事務を専管する課長、所長等が該当するものと考えられる。
- 2 個別の法令や条例等に具体的な根拠を有する行政指導については、当該法令や条例等の根拠条項を示せばその内容及び責任者が明確になる場合に限り、当該根拠となる法令や条例等及びその条項を示すことで足りる。
- 3 行政指導の相手方に示す「法令又は条例等の条項」については、具体の条文の文言まで示す必要はなく、条項を示すことで足りる。
- 4 行政指導の相手方に示す「当該権限の行使が前号の要件に適合する理由」については、具体的に示される必要がある。例えば、当該権限を行使する具体的な要件が非常に多岐にわたる場合や下位法令、条例等に規定されている場合には、これらの要件のうち当該権限を行使し得る根拠となる要件に適合する理由を具体的に示す必要がある。
- 5 第2項各号に掲げる事項について、各事項をそれぞれ分けて示すか各事項を一括して示すかは任意であるが、当該行政指導の相手方がこれらの事項を明確に認識し得ることが必要である。
- 6 第2項各号に掲げる事項を相手方に示す方法については、個別の事案に応じて、当該行政指導に係る事務を所管している部署が属する各所属において適切に判断する必要がある。

- 7 第2項各号に掲げる事項を口頭で示した場合において、相手方から書面の交付を求められたときは、第33条第3項の規定により、当該行政指導に携わる職員は、行政上特別の支障がない限り、第2項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
- 8 書面の交付については、事務処理の都合等により必ずしもその場において行われなければならないものではなく事後的でもよいものであるが、基本的には、行政指導を受けた相手方が、その求められた行為を行うか否かを検討するため具体的内容を文書により確認する意味を含むものであり、できるだけ速やかに交付する必要がある。
- 9 行政指導が行われた後、時間の経過等により当該行政指導によって求めた行為の趣旨が既に消滅しているようなものについては、当該行政指導に関する書面の交付を求められたとしても、本条の書面交付義務の対象とはならない。

第 34 条 複数の者を対象とする行政指導（第 34 条関係）

第 34 条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、本市の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、行政指導が単発的に行われるものではなく、一定の行為を行う者に対しては誰に対しても同種の行政指導を行う場合のように、あらかじめ当該行政指導が行われる場合が多数予見され、かつ、指導内容が類型化されるときには、行政指導の明確性、公平性の確保の観点から、行政指導を行う場合の方針、基準について、これを「指針」としてあらかじめ定めておくとともに、公表すべきことを定めたものである。

【解説】

1 「一定の条件に該当する複数の者」とは、例えば「延床面積が 5000 平方メートルを超え、かつ階数が地上 6 階以上の建築物を建設しようとする者」のように、同一の行政目的を実現するために、一定の作為又は不作為を求めることとなるその相手方をいう。

「一定の条件」とは、個別具体の行政指導の対象となる「特定の者」に共通する要件を意味し、「複数の者」とは、個別具体の行政指導が単発的でなく典型的に繰り返し行われることを示すものである。

2 「共通してその内容となるべき事項」とは、一定の類型化された行為を行う相手方に対して、本市の機関として該当者に求める事項の概要をいい、個別具体の行政指導を行う場合の方針、基準となるべきものであって、

- ① 個別具体の行政指導の対象となり得る者又は該当する行為（行政指導の対象行為の類型化）
- ② 行政指導として求める一定の作為又は不作為の概要（類型化された対象となる行為ごとに相手方に要請する事項等）
- ③ 当該行政指導を行う場合の責任者（又は当該行政指導の指針を定める本市の機関）

等を整理したものをいう。いわゆる「要綱行政」における「要綱」がこの典型例である。

- 3 「事案に応じ」とは、行政指導の中には、発生した事態に対応すべき方法が状況に応じて様々であり、あらかじめその実施方法等について一定の方式を定めておくことが困難又は不適切なものもあり、「共通してその内容となるべき事項」の定めは、全てのものについて一律に義務付けるものではなく、行政指導の対象とする事案の性質に応じて、適宜できる範囲で行うべきことを規定したものである。
- 4 「公表」とは、一般にどういった場合にどのような行政指導が行われるのかが明確でないため、これをあらかじめ周知しておく必要があるとの趣旨であり、その方法については、ホームページへの掲載、事務所の掲示板・壁・カウンター等への掲示、要綱そのものあるいはパンフレット類の配布・販売、広報誌等への掲載等が考えられる。
- 5 「行政上特別の支障」とは、例えば、違反行為を是正するための行政指導を行う場合であって、監督処分等に先だって行われるものについて、その「指針」を定め、公表することが脱法行為を助長することとなる場合などというが、安易にこの文言を用いるべきでないことはいうまでもない。

第 35 行政指導の中止等の求め（第 35 条関係）

第 35 条 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例（本市の条例及び大阪府の条例をいう。以下この条及び次条において同じ。）に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該本市の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

[適用区分]

	行政手続法に基づく行政指導の中止等の求め	大阪市行政手続条例に基づく行政指導の中止等の求め
根拠条文	行政手続法第 36 条の 2	大阪市行政手続条例第 35 条
対象となる行政指導	なし (地方公共団体の機関が行う行政指導は、 <u>行政手続法に定める手続は適用されない。</u>)	法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導 (<u>法律、本市条例又は大阪府の条例に基づくものに限る。</u>)
中止等を求める条件		上記行政指導が <u>法律、本市条例又は大阪府の条例に規定する要件に適合しないと</u> 思料するとき

※ 法令…法律、法律に基づく命令（告示を含む。）

※ 条例等…本市の条例及び規則（委員会規則及び企業管理規程を含む。）並びに大阪府の条例及び規則

[趣旨]

本条は、法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導であって、その根拠や要件が法律又は条例（本市の条例及び大阪府の条例をいう。以下同じ。）に規定されているものについては、当該行政指導の相手方に大きな事実上の不利益が生ずるおそれがあることに鑑み、相手方からの申出を端緒として、当該行政指導をした本市の機関が改めて調査を行い、当該行政指導がその要件を定めた法律又は条例の規定に違反する場合には、その中止その他必要な措置を講ずることを定めたものである。

[解説]

1 本条第 1 項の「法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導」とは、法令に違反する行為をした者に対して行われる次のような行政指導を指す。

- ・ 法令又は条例等に規定されている義務又は要件に反する行為自体の解消を内容とするもの
- ・ 法令又は条例等に違反する行為自体は終了しているが、当該行為によって生じた影響の除去又は原状の回復を内容とするもの
- ・ 法令又は条例等に違反する行為自体は終了しているが、当該行為の再発防止を内容とするもの

- 2 本条第1項の「その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているもの」とは、当該行政指導を行う権限及びその要件が法律又は条例に規定されているものをいい、本市の機関の任務又は所掌事務を定める規定（事務分掌条例等）に基づいて行われるものは含まれない。
- 3 本条第1項及び第3項の「当該行政指導の中止その他必要な措置」とは、当該行政指導がその根拠となる法律又は条例の規定に違反する場合に、その是正のために必要となる措置をいい、当該行政指導の内容やその相手方が受けた不利益の内容等に応じ、適切な措置を講ずる必要がある。
- 4 本条第1項ただし書の「弁明その他意見陳述のための手続を経て」とは、当該行政指導を行うことについて、その相手方となるべき者が意見を陳述する機会が付与されたことをいう。

これには、法定された弁明手続に限らず、運用上、当該行政指導を行うことについて、その相手方となるべき者の意見を聴取する機会を付与した場合も含まれる。

ただし、その場合には、行政指導の相手方となるべき者に対し、書面などにより、行おうとする行政指導の内容及びその理由（根拠条項、原因となる事実等）を明らかにした上で、当該行政指導を行うことについて意見を陳述する機会が付与されたものである必要があり、行おうとする行政指導の内容等を明らかにすることなく、単に当該行政指導の原因となるべき事実の有無について意見を聴取したにとどまる場合などは、該当しない。
- 5 本条第2項第1号の「申出をする者の氏名及び住所又は居所」は、本市の機関が、申出者に対し、当該申出の内容について照会する場合等のために記載事項とするものである。
- 6 本条第2項第5号の「当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由」については、例えば、行政指導の要件に適合するという本市の機関の判断が誤っていることや、当該行政指導が事実誤認に基づくものであることが具体的かつ合理的に示めされているなど、申出人が「要件に適合しない」と考える具体的かつ合理的な根拠が示されている必要がある。
- 7 本条第3項の「必要な調査」とは、当該行政指導の根拠となる法律又は条例に規定する要件に違反するか否かを確認し、違反がある場合はその違反の内

容及び程度等を確認し、どのような是正手段が適切かを判断するのに必要な調査をいう。

[運用]

- 1 本条の規定による申出書の受領、必要な調査及び行政指導の中止その他必要な措置の決定、実施等の事務は、当該行政指導に係る事務を所管している部署が属する各所属において、適切に行うこと。
- 2 個々の行政指導が本条の対象となるか否かについては、当該行政指導の法律又は条例上の要件が「必要があると認めるとき」とされている場合など、法令又は条例等に違反する行為があることが明文上の要件とされていない場合も含めて、法令又は条例等に違反する行為を改めただすことを内容とする行政指導か否かという観点から、各所属において、個別の事案ごとに判断すること。
- 3 行政指導の中止等の求めは、本条第2項に規定する申出書の提出が必要であり、口頭による申出は、本条第1項の申出には該当しない。その場合には、各所属においては、必要に応じて、申出書の提出を促すこと。
- 4 申出書の書式については、条例上特段の定めはなく、申出人は任意の書式により申出をすることが可能である。
- 5 申出書の記載が具体性を欠いていても、申出の対象となる具体的な行政指導が特定され、当該申出を受けた各所属において、「必要な調査」その他の本条第3項に規定する措置をとるに当たって特段の支障が生じない場合には、本制度の趣旨に照らし、「必要な調査」を行う等の本条第3項に規定する対応をとること。
- 6 申出書の記載が具体性を欠いている原因が、各所属が行政指導を行った際に、相手方に対し、申出書の記載事項である「当該行政指導がその根拠とする法律の条項」(本条第2項第3号)や「前号の条項に規定する要件」(同項第4号)が具体的に示されていなかったことにある場合、当該申出を受けた各所属においては、当該申出書の記載が具体性を欠いていることを理由に不適法な申出として取り扱うことは許されず、申出人に当該行政指導の内容を確認するなどの対応をとらなければならない。

- 7 申出を受けて行う「必要な調査」の具体的な内容及び手法については、各所属において、申出の具体的な内容や当該行政指導の内容、社会通念等に照らして適切に判断すること。
- 8 申出を受けて本市の機関が行う「必要な調査」等の対応については、手続の公正性の観点から、当該行政指導に実質的に関与した職員（例えば、当該行政指導を行う際の決裁を起案した職員）や当該行政指導について利害関係を有する職員（例えば、当該行政指導を受けた法人を経営している親族を持つ職員）以外の職員が行うことが望ましい。

当該対応については、各所属において、例えば、当該行政指導を行う際の決裁を承認したか否かといった形式的な観点でなく、実質的に公正な手続が確保されるか否かという観点から、個別の事案に応じて判断すること。
- 9 「当該行政指導の中止その他必要な措置」とは、例えば、当該行政指導が継続している場合には、その中止又は変更の措置を講ずることが考えられ、行政指導がされたことを公表することにより相手方が社会的信用の低下等の不利益を受けている場合には、併せて当該行政指導が違法であった旨を公表し、相手方の社会的信用を回復すること等が考えられる。
- 10 申出を受けて行った対応の結果については、条例上、申出人に対する通知義務を課すこととはしていないが、各所属においては、行政指導の相手方の権利利益の保護等に資する観点から、行った調査の結果、講じた措置の有無やその内容など、申出を受けた対応の結果について、申出人に通知するよう努めること。

第5章 処分等の求め（第36条）

第36条 処分等の求め（第36条関係）

第36条 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。以下この条において同じ。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法律又は条例等の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する本市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

〔適用区分〕

	行政手続法に基づく処分等の求め	大阪市行政手続条例に基づく処分等の求め
根拠条文	行政手続法第 36 条の 3	大阪市行政手続条例第 36 条
処分等を求める条件	法令又は条例等に違反する事実がある場合	
対象となる処分	法令に基づく処分	条例等に基づく処分
対象となる行政指導	なし (地方公共団体の機関が行う行政指導は、 <u>行政手続法に定める手続は適用されない。</u>)	<u>法律、本市条例又は大阪府の条例に基づく行政指導</u>

※ 法令…法律、法律に基づく命令（告示を含む。）

※ 条例等…本市の条例及び規則（委員会規則及び企業管理規程を含む。）並びに大阪府の条例及び規則。

〔趣旨〕

本条は、処分をする権限を有する行政庁又は行政指導をする権限を有する本市の機関が、法令又は条例等（本市の条例及び規則（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 10 条に規定する管理規程を含む。以下同じ。）並びに大阪府の条例及び規則をいう。以下同じ。）に違反する事実を知る者からの申出を端緒として、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、その是正のための処分又は行政指導を行うこととすることを定めたものである。

〔解説〕

- 1 本条第 1 項の「法令又は条例等に違反する事実がある場合」とは、法令又は条例等に規定されている義務又は要件に反する事実がある場合をいい、申出の時点において法令又は条例等に違反する行為又は状態が反復継続している場合に限らず、申出の時点では法令又は条例等に違反する行為又は状態自体は終了している場合も含まれる。
- 2 本条第 1 項の「その是正のためにされるべき処分又は行政指導」とは、次のようなものをいう。

- ・ 法令又は条例等に違反する事実自体の解消を内容とするもの
 - ・ 法令又は条例等に違反する事実によって生じた影響の除去又は原状の回復を内容とするもの
 - ・ 法令又は条例等に違反する作為又は不作為の再発防止（業務停止命令や許可等の取消し、課徴金の納付命令などを含む。）を内容とするもの
- 3 本条第1項の「行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）」とは、行政指導を行う権限及びその要件が法律又は条例に規定されているものをいい、本市の機関の任務又は所掌事務を定める規定に基づいて行われる行政指導は含まない。
- 4 本条第2項第2号の「法令又は条例等に違反する事実の内容」や第5号の「当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由」については、合理的な根拠をもって客観的にその旨を考えられる理由が具体的に記載されている必要がある。
- 5 本条第3項の「必要な調査」とは、法令に違反する事実があるか否か、違反がある場合はその違反の内容及び程度等を確認し、どのような是正手段が適切かを判断するのに必要な調査をいう。

[運用]

- 1 本条の規定による申出書の受領、必要な調査及び処分等の措置の決定、実施等の事務は、当該処分又は行政指導に係る事務を所管している部署が属する各所属において、適切に行うこと。
- 2 個々の処分又は行政指導が本条の対象となるか否かについては、当該処分又は行政指導の要件が「必要があると認めるとき」とされている場合など、法令又は条例等に違反する事実があることが明文上の要件とされていない場合も含めて、法令又は条例等に違反する事実を改めただすことを内容とする処分又は行政指導か否かという観点から、各所属において、個別の事案ごとに判断すること。
- 3 処分等の求めは、本条第2項に規定する申出書の提出が必要であり、口頭による申出は、本条第1項の申出には該当しない。その場合には、各所属においては、必要に応じて、申出書の提出を促すこと。

- 4 申出書の書式については、条例上特段の定めはなく、申出人は任意の書式により申出をすることが可能である。
- 5 申出書に軽微な記載上の誤りがあっても、申出を受けた各所属において、「必要な調査」その他の本条第3項に規定する措置をとるに当たって特段の支障が生じない場合には、本制度の趣旨に照らし、不適法な申出として取り扱うことなく、「必要な調査」を行う等の本条第3項に規定する対応をとること。
- 6 各所属において、申出を受けた処分又は行政指導が権限を有していないものであった場合には、申出先となる当該処分又は行政指導に係る事務を所管する本市以外の機関や本市の所属を確認し、申出人に対して情報を提供できるよう努めること。
- 7 申出を受けて行う「必要な調査」の具体的な内容及び手法については、各所属において、申出の具体的内容や当該処分又は行政指導の内容、社会通念等に照らして適切に判断すること。
- 8 必要な調査を行った結果、次のいずれかに該当する場合には、求められた処分又は行政指導を行わないこととなる。
 - ・ 求められた処分又は行政指導が、その本来の目的やその根拠となる法令の規定の趣旨等に合致しない場合
 - ・ 求められた処分又は行政指導により、法令に違反する事実が是正されることに伴う利益に比べて、その相手方の受ける不利益が著しく大きい場合
- 9 申出人より求められた処分又は行政指導を行わない場合において、各所属の判断に応じて、法令に違反する事実の是正のために、求められた処分又は行政指導に代わって、別のより適切な措置を講ずることが適当であると認められる場合には、当該措置を講ずること。
- 10 申出を受けて行った対応の結果については、条例上、申出人に対する通知義務を課すこととはしていないが、各所属においては、申出人の便宜等の観点も踏まえ、次のいずれかに該当する場合等を除き、行った調査の結果、講じた措置の有無やその内容など、申出を受けた対応の結果について、申出人に通知するよう努めること。
 - ・ 当該処分又は行政指導の相手方となるべき者の正当な利益が損なわれる場合（例えば、申出人に通知を行うこと自体によって、当該処分又は行政指

導の相手方となるべき者のプライバシーや営業上の秘密を侵害する場合など)

- ・ 事務処理上著しい負担が生じる場合（例えば、同種の処分等について同時期に極めて多数の求めがなされ、全ての申出人に対して通知を行うことが事務処理上困難な場合など）
- ・ 申出人に通知を行うこと自体が職員の守秘義務やその他の法令又は条例等上の義務に反する場合

11 申出人が処分又は行政指導の相手方に特定された場合には、当該申出人が不利益を受けるおそれがあるため、各所属においては、特に申出人の個人情報の管理を徹底し、申出人の個人情報が漏えいすることがないように万全を期すこと。

第6章 届出（第37条）

第37条 届出（第37条関係）

第37条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

〔趣旨〕

本条は、届出が行政と市民との日常的な接点として申請に劣らず大きな比重を占めることに鑑み、届出が条例等に定められた届出の形式上の要件に適合しているときは、届出義務者が条例等においてなすべき通知行為は行政庁の意思や判断に関わりなく、到達時に完了するという届出本来の法的性格を明らかにすることにより、届出に関する行政庁の不適切な取扱いを防止し、その公正な処理の確保を図るべきことを定めたものである。

〔解説〕

- 1 「条例等に定められた届出の形式上の要件」とは、条例等に定められた届出の方法等で行政庁の意思や判断に関わらないものであり、条文中の例示に掲げたもののほか、届出の方法（口頭又は書面）、届出書の様式、届出書の数等が挙げられる。
- 2 「条例等により当該届出の提出先とされている機関」とは、届出義務者からみて届出書類等を物理的に提出すべき行政庁の窓口となる機関であり、条例等により経由機関（例えば区長を経由して市長に届け出るものとされている場合の区長）が定められている場合には、届出の宛先となる機関と「条例等により当該届出の提出先とされている機関」とは一致しない。条例等により経由機関が定められていない場合には、届出の宛先となる機関と「条例等により当該届出の提出先とされている機関」とは一致することとなる。
- 3 「事務所に到達したとき」とは、届出が、届出の宛先とされている機関の事務所（文書受付事務を担当する部局）あるいは当該機関と異なる機関が当該届出の提出先とされている場合はその機関の事務所（文書受付事務を担当する

部局)に物理的に到着し、了知可能な状態、すなわち届出が当該部局の支配圏内に置かれる時点をいい、受付印の押印等当該事務所が受領した旨の意思が表示されることを要しない。

- 4 「当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする」とは、条例等により義務付けられた通知行為としては完了することを意味する。これにより、条例等に定められた届出が提出先とされている機関に到達したにもかかわらず、行政庁が届出がなかったものとして取り扱うことはできなくなる。

[運用]

本条は、形式上の要件に適合した届出が到達したときの取扱いを規定したものであり、形式上の要件に適合していない届出については、特に規定していないが、その要件の不充足が補正により容易に満たされる場合には、無届という取扱いを行わず、できる限り補正を求めることにより形式上の要件に適合した届出となるように指導すべきものである。

第7章 補則（第38条・第39条）

第38 申請書の記載事項等の簡素化等（第38条関係）

第38条 行政庁は、申請書の記載事項及びその添付書類の簡素化、統一化等申請をしようとする者の負担を軽減するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、申請の際の市民の負担の軽減を図る観点から、申請書及びその添付書類の簡素化、統一化等必要な措置を講ずるよう努めることを定めたものである。

【解説】

「申請をしようとする者の負担を軽減するために必要な措置」とは、市民サービスの向上や事務手続の効率化を図る観点から、事前協議の段階で提出された添付書類については、本申請の際に重複して提出を求めないといった取扱いをはじめ、読みやすく、わかりやすく、容易に記入できるよう、申請をしようとする記入者の立場に立って、申請書の不必要な記載欄を削除したり、記載事項を必要最低限の簡素なものとするといった見直しを行うことや、住民票や戸籍謄本、住民税課税証明書等の添付書類をできる限り減らすなどの申請者の負担の軽減につながる行政庁の措置をいう。

第 39 条 施行の細目（第 39 条関係）

第 39 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

〔趣旨〕

本条は、この条例を施行するに際して必要な事項を規則で定めることとしたものである。

〔解説〕

本条に基づき、第 13 条第 1 項の規定により行政庁が行う聴聞及び弁明の機会の付与の手續について、大阪市聴聞等の手續に関する規則（平成 6 年大阪市規則第 120 号）、大阪市教育委員会聴聞等の手續に関する規則（平成 6 年大阪市教育委員会規則第 19 号）及び大阪市水道局における聴聞等の手續に関する規程（平成 6 年大阪市水道事業管理規程第 19 号）が定められており、また、第 13 条第 2 項第 5 号の不利益処分をしようとする場合の手續を要しない処分について、大阪市行政手續条例施行規則（平成 7 年大阪市規則第 68 号）が定められている。